

第4次清水町地域福祉計画

2023年3月

(令和5年3月)

清水町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	地域福祉計画とは	2
3	計画の期間	3
4	計画の位置づけ	4
5	地域福祉に求められる S D G s との関係	6
第 2 章	地域福祉を取り巻く現状.....	7
1	清水町の現状	7
2	アンケート調査結果	14
3	第 3 次清水町地域福祉計画の事業の振り返り	23
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	25
1	計画の理念	25
2	基本目標	26
3	施策の大綱	27
第 4 章	施策の展開.....	28
1	地域を支える人づくり	28
(1)	「地域共生」の意識の醸成	28
(2)	家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	29
(3)	ボランティアの育成・支援	30
(4)	地域活動リーダーの育成	31
2	助け合い、支え合いの地域づくり	33
(1)	地域の支え合い、見守り活動の推進	33
(2)	地域での交流する機会や居場所づくり	34
(3)	地域福祉活動のネットワーク	36

3	誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり	38
(1)	安心して暮らせるまちづくりの推進	38
(2)	地域の防災活動の推進	39
(3)	地域の防犯活動の推進	41
4	適切な支援へつなげる体制づくり	42
(1)	福祉等に関する情報提供の充実	42
(2)	重層的支援体制の充実	43
(3)	サービスの質の向上及び権利擁護の充実	45
(4)	配慮が必要な人への支援の充実	47
(5)	関係機関等との連携強化による支援体制づくり	48

第5章 計画の推進..... 50

1	計画の推進体制	50
2	計画の点検・評価	50

資料編

1	清水町地域福祉推進連絡会設置規定	51
2	清水町地域福祉推進連絡会委員名簿	53

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化、人口減少が急速に進行し、ライフスタイルや個人の価値観の多様化、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、家族を含む他者との支え合いの基盤が弱まっています。そのような中、社会経済情勢の変化とともに顕在化している社会的孤立や従来の社会システムでは解決しきれない制度の狭間の問題等、個人や家族が直面する課題は、今後さらに複雑化・複合化、そして深刻化する懸念があります。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う3密（密集・密接・密閉）の回避などをはじめとする「新しい生活様式」は、人との関わり方などに大きな影響を与えており、様々な活動と感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正され、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

清水町（以下「本町」という。）では、令和4年度末に「第3次清水町地域福祉計画」の計画期間が終了することから、社会経済環境の変化や社会福祉法の改正等国や静岡県との動向を踏まえ、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けた取組を一層推進していくため、「第4次清水町地域福祉計画」を策定します。

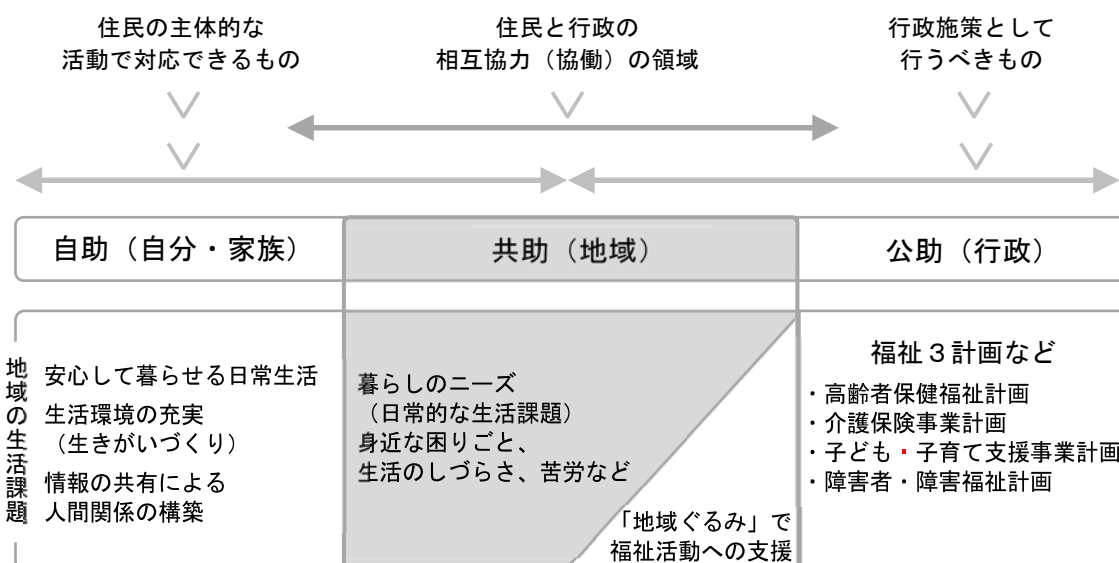
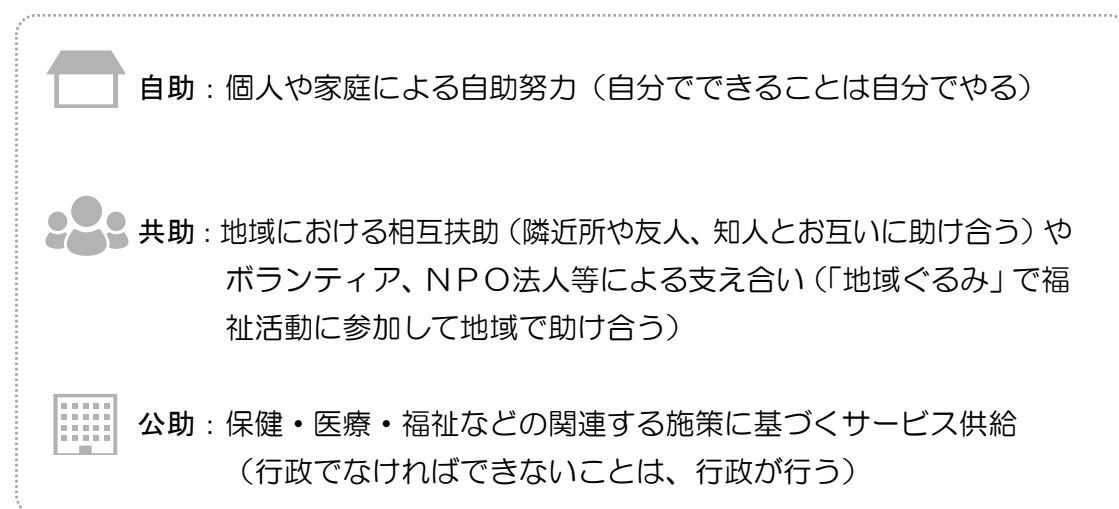
2 地域福祉計画とは

(1) 地域福祉計画について

地域福祉とは、私たちが住んでいる「地域」という場所に主眼を置き、「助け合い」「支え合い」「ふれ合い」などといったキーワードで表わされるように、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちをサポートしていくことです。

「地域福祉計画」は、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進する計画です。

また、「地域福祉計画」では、高齢者、障がい者、子どもの福祉はもちろん、既存の制度には明確に位置づけられていなくとも何らかの支援が必要である方たちへの支援、いわゆる「制度の狭間の課題」の解決も求められます。



（２）地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ（2017年（平成29年）9月）」では、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点が示されています。

こうした地域づくりのためには、住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けて取り組むことのできる環境の整備が必要であり、「住民に身近な圏域」において包括的に課題を受け止めていくことが必要です。

地域に目を向け、「一人の課題」を、住民と関係機関が協働して解決するプロセスを確立することで、一人ひとりを支えることができる地域づくりを目指します。

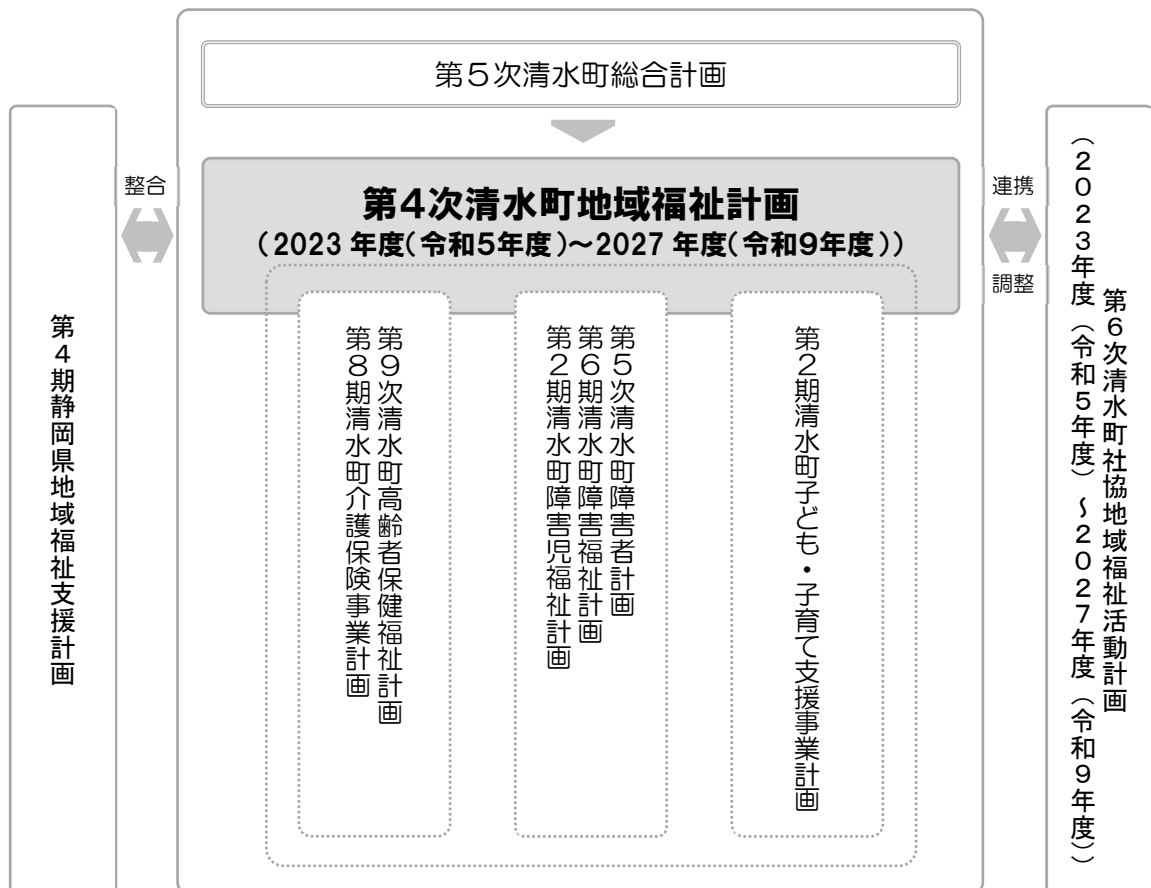
3 計画の期間

この計画は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、計画の進捗管理とともに、必要に応じて内容の見直しを実施します。

2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)
第 3 次	第 4 次清水町地域福祉計画				
第 5 次	第 6 次清水町社協地域福祉活動計画				

4 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、清水町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画です。なお、社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と連携しています。
- 本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含みます。今後、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」とも整合を図っていきます。
- 「第5次清水町総合計画」を上位計画とし、「第2期清水町子ども・子育て支援事業計画」「第9次清水町高齢者保健福祉計画・第8期清水町介護保険事業計画」「第5次清水町障害者計画」「第6期清水町障害福祉計画」「第2期清水町障害児福祉計画」などを包含する、福祉の視点から住民の生活支援をめざす基本計画です。



【静岡県地域福祉支援計画との関係】

静岡県地域福祉支援計画とは、社会福祉法第108条の規定に基づき静岡県が策定し、静岡県における地域福祉推進の基本方針を示したものです。この計画では、広域的な見地から静岡県内市町における地域福祉推進の支援に関する事項が定められており、清水町地域福祉計画も、この計画の支援を受けながら、地域福祉の推進に取り組みます。

基本理念

個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や
生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり



基本目標（目指すべき将来像）

一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる
孤立しない地域共生社会



施策の方向（大柱）

I 共生の意識づくり

【施策の方向】

- ・個性や多様性を尊重し、地域で共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識の醸成を図る。
- ・学校、家庭、地域等が連携して、地域で暮らす多様な人との触れ合いや交流などの体験を通じ、幼少期からの福祉教育を推進する。

II 共生の地域づくり

【施策の方向】

- ・障害の有無や年齢などによって、「支える側」と「支えられる側」に固定せず、誰もが役割や生きがいを持って、地域づくりに参加し、地域全体で人と人との支え合う仕組みを創る。
- ・様々な生活課題の解決のため、福祉分野を超えて多分野との連携や協働による地域づくりを推進する。

III 福祉の基盤づくり

- ・包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援などの一体的な取組を推進し、市町の包括的支援体制の構築を図る。
- ・福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図る。

5 地域福祉に求められるSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）9月の国際サミットで決められた令和12年（2030年）までの国際社会共通の開発指針であり、気候変動や経済的不平等、イノベーション等を優先課題として盛り込み、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としているものです。

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。このSDGsを達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本計画において、SDGsの視点から、多様性と包摂性のある社会の実現のため、地域には様々な立場の人がいることを理解し、互いに受け止めることで、誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いのまちづくりを目指します。

また、本計画には、SDGsの17の目標のうち「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」が特に関連しています。



第2章

地域福祉を取り巻く現状

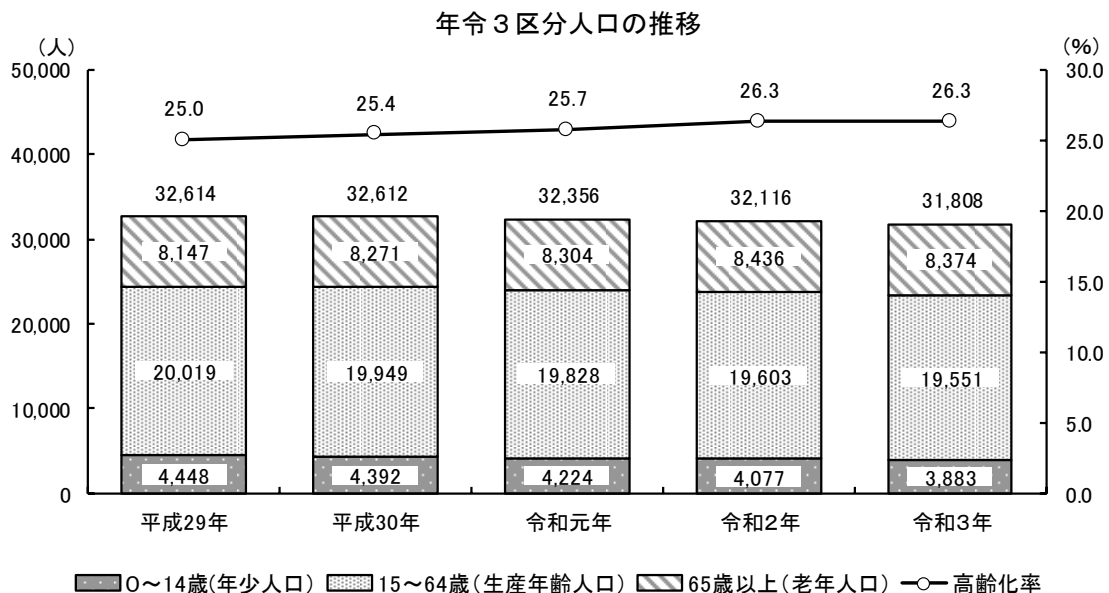
1 清水町の現状

(1) 人口動態

本町の総人口は、微減傾向で推移しており、令和3年9月末現在では31,808人となっています。

年齢3区分別でみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）が減少しています。平成29年に比べ、令和3年では0～14歳（年少人口）は565人、15～64歳（生産年齢人口）は468人の減少となっています。一方で、65歳以上（老年人口）は年々増加しており、平成29年に比べ、令和3年では227人の増加となっています。

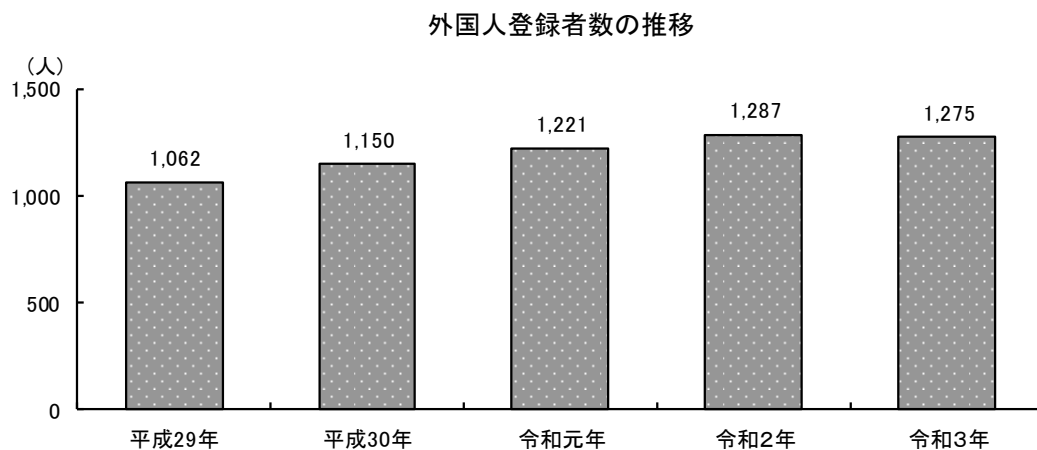
高齢化率については年々増加しており、令和3年では26.3%と、4人に1人が高齢者となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 外国人登録者数の推移

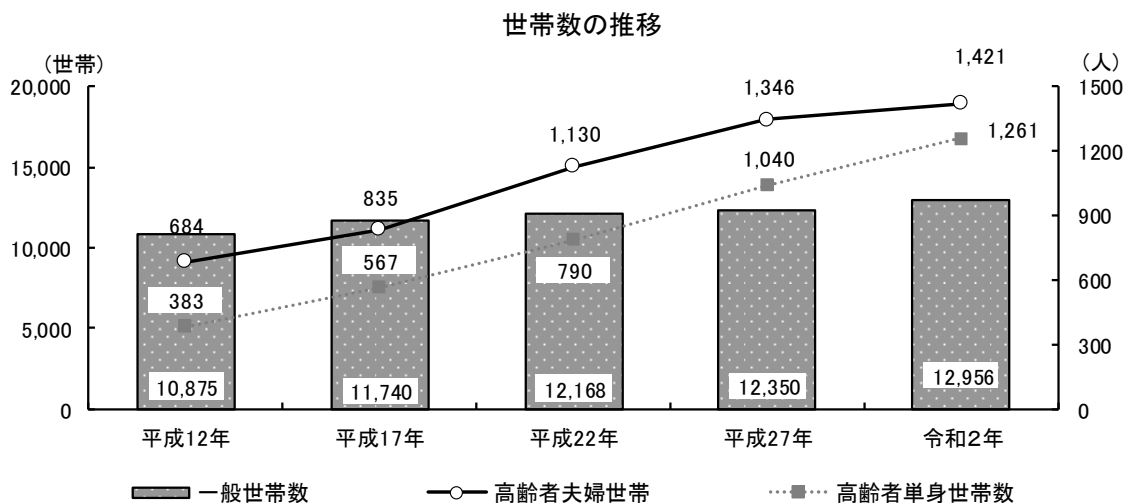
本町の外国人登録者数は、平成29年から令和2年まで増加しており、令和3年で減少し、1,275人となっています。



資料：清水町外国人区別、国別人口統計表（各年10月1日現在）

(3) 世帯数の推移

本町の一般世帯数は、増加傾向にあり、令和2年では12,956世帯となっています。また、「高齢者単身世帯数」「高齢者夫婦世帯数」も増加傾向にあります。住宅の建て方別にみる一般世帯数では、一戸建てと共同住宅が増加しており、特に共同住宅での過去20年間における増加率が1.30倍と高くなっています。



※高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの世帯

※高齢夫婦世帯とは、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの世帯

資料：国勢調査（10月1日現在）

住宅の建て方別にみる一般世帯数の推移

単位：世帯

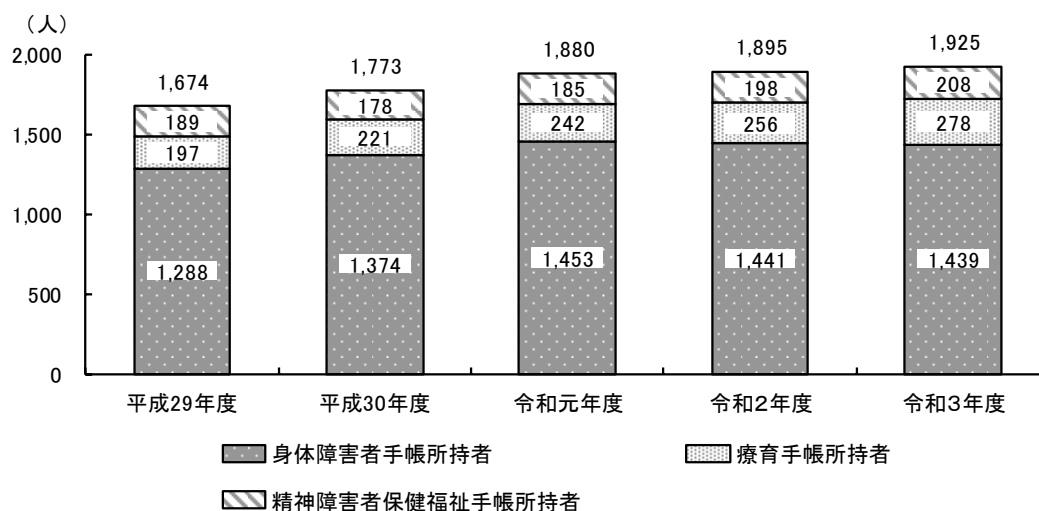
単位：世帯	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	増加率 (R2/H12)
一戸建て	6,568	6,797	6,968	7,105	7,508	1.14
長屋建	169	130	120	91	158	0.93
共同住宅	3,983	4,695	4,997	5,034	5,195	1.30
その他	22	16	7	28	15	0.68
合計	10,742	11,638	12,092	12,258	12,876	1.20

資料：国勢調査（10月1日現在）

（４）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は近年増加傾向にあり、令和３年度３月末現在では、身体障害者手帳所持者数が1,439人、療育手帳所持者数が278人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が208人となっています。

障害者手帳所持者数の推移

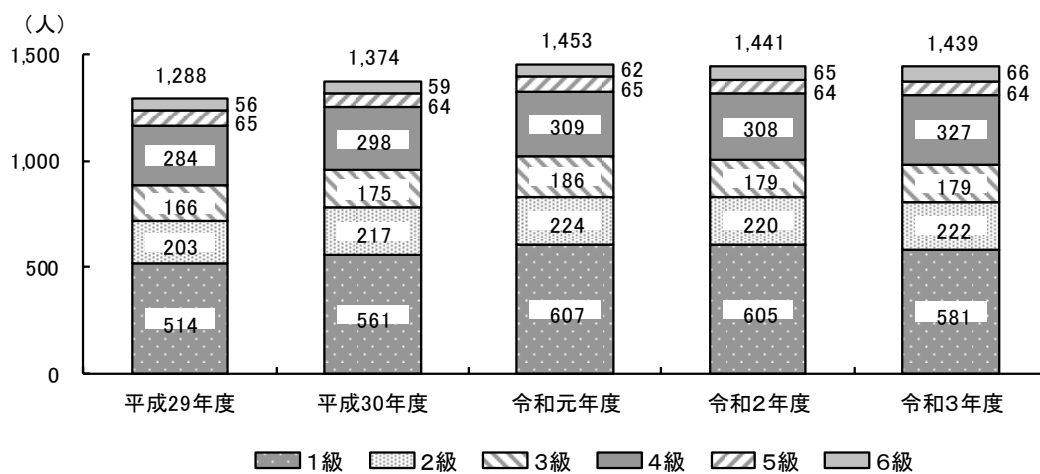


資料：庁内資料（各年度３月末現在）

(5) 身体障害者手帳所持者数の推移

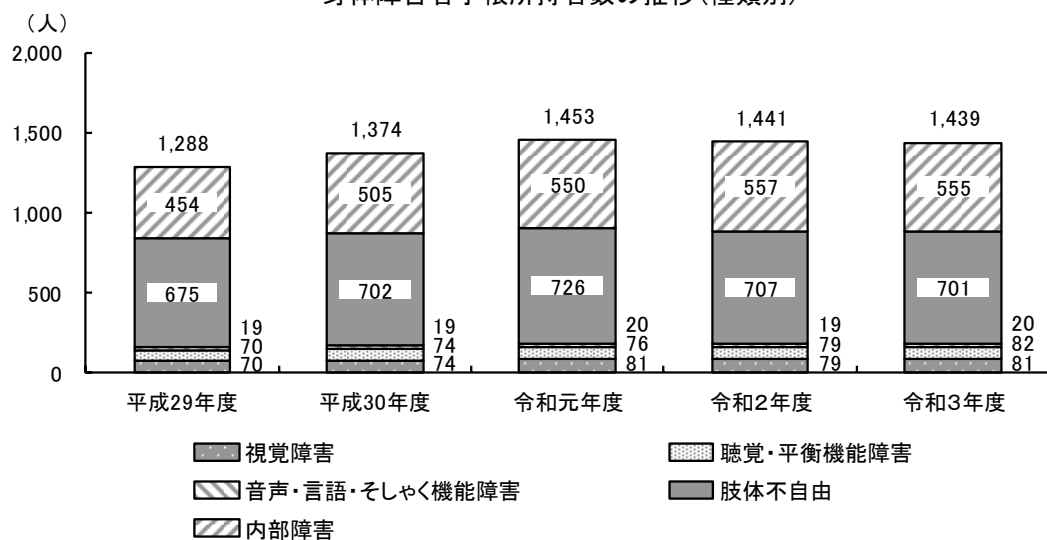
身体障害者手帳所持者数の推移を等級別にみると、令和3年度3月末現在では、「1級」が581人と最も多く、次いで「4級」が327人、「2級」が222人と続いています。このうち重度（1、2級）の障がいのある人は全体の55.8%となっています。また種類別にみると、令和3年度3月末現在では「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」「聴覚・平衡機能障害」「視覚障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）

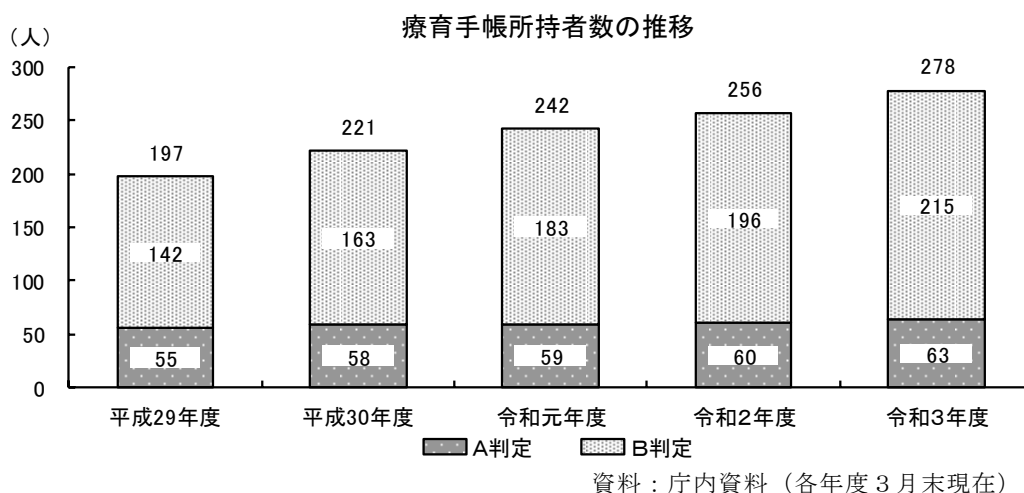


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(6) 療育手帳所持者数の推移

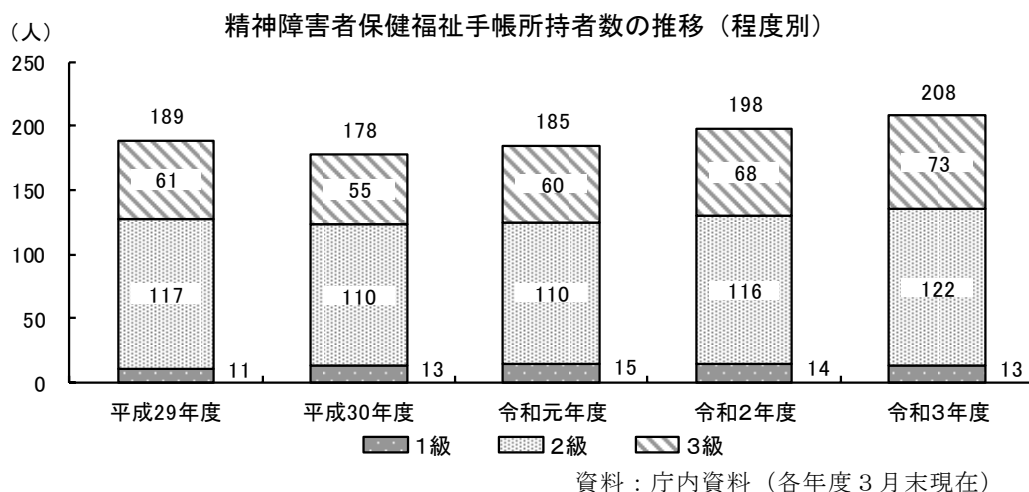
療育手帳所持者数の推移をみると、近年増加傾向にあり、令和3年度3月末現在で278人となっています。

区分別にみると、「A判定」は横ばいとなっており、「B判定」は、平成29年度から令和3年度にかけて増加しています。



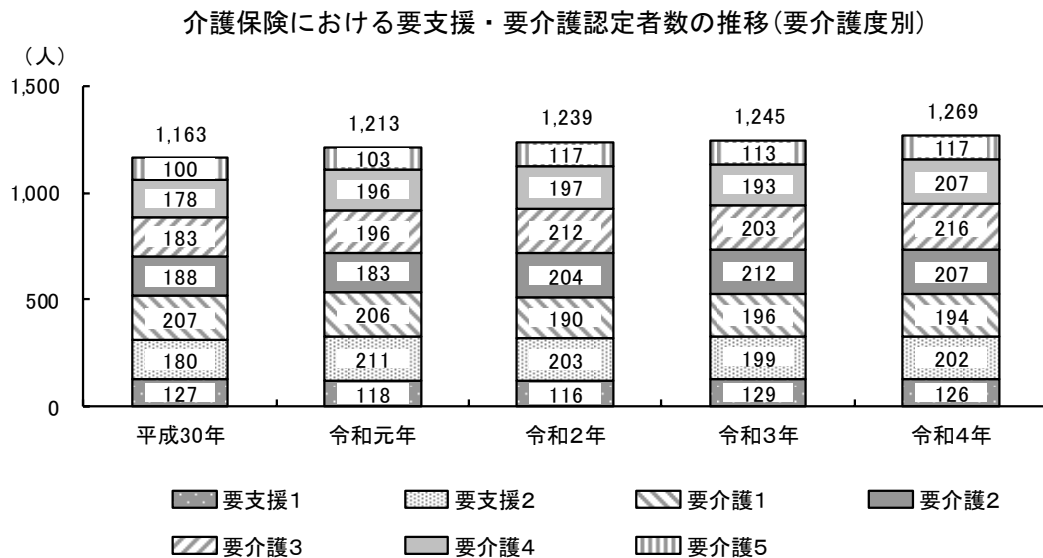
(7) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和3年度3月末現在で208人となっています。区分別にみると、「1級」は、横ばいになっており、「2級」「3級」は増加しています。



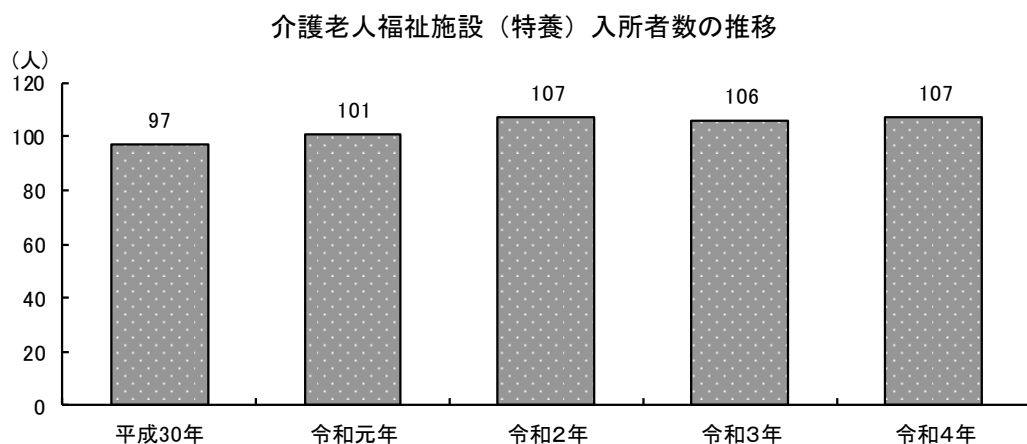
(8) 介護保険における要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数をみると、認定者の総数は毎年増加傾向にあり、令和4年3月末現在では1,269人となっています。また、要介護度別でみると、「要介護3」が216人と最も高く、次いで「要介護2」、「要介護4」が207人となっています。



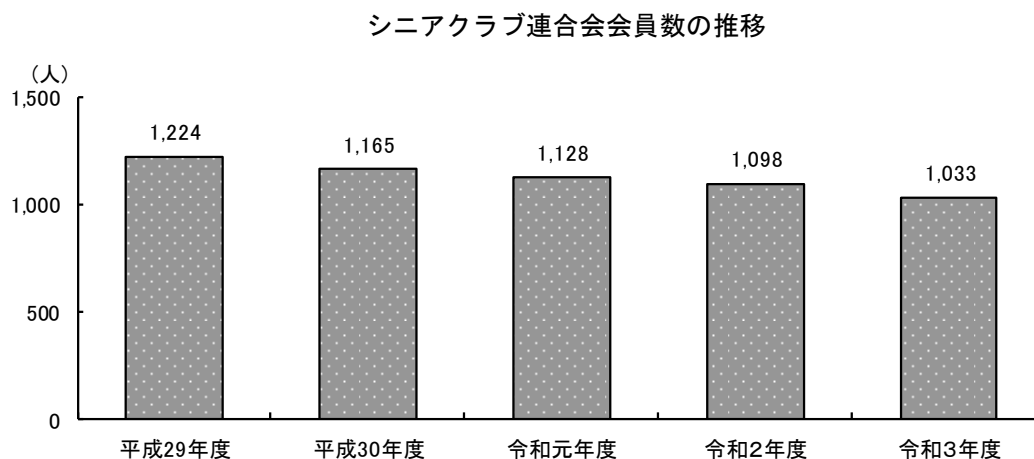
(9) 介護老人福祉施設（特養）入所者数

介護老人福祉施設（特養）入所者数をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年4月1日現在では107人となっています。



(10) シニアクラブ連合会会員数の推移

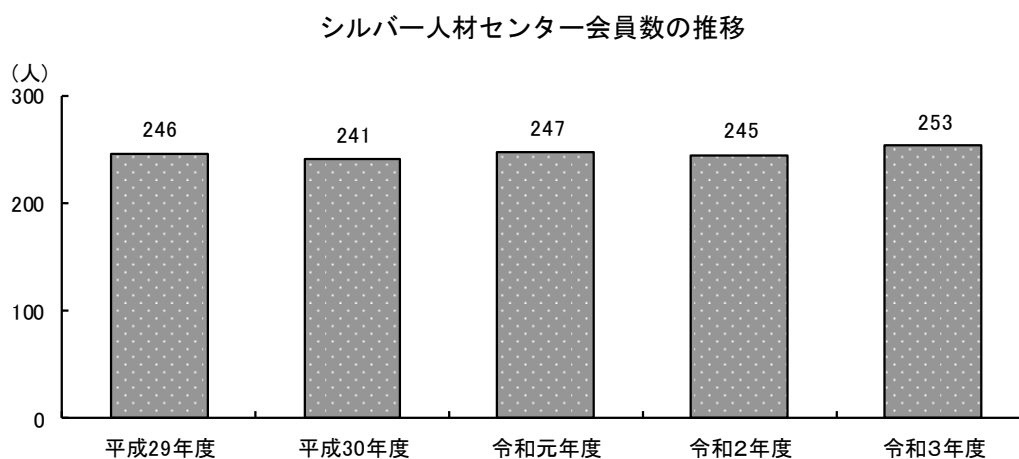
シニアクラブ連合会会員数をみると、平成29年度以降減少しており、令和3年度3月末現在では1,033人となっています。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(11) シルバー人材センター会員数の推移

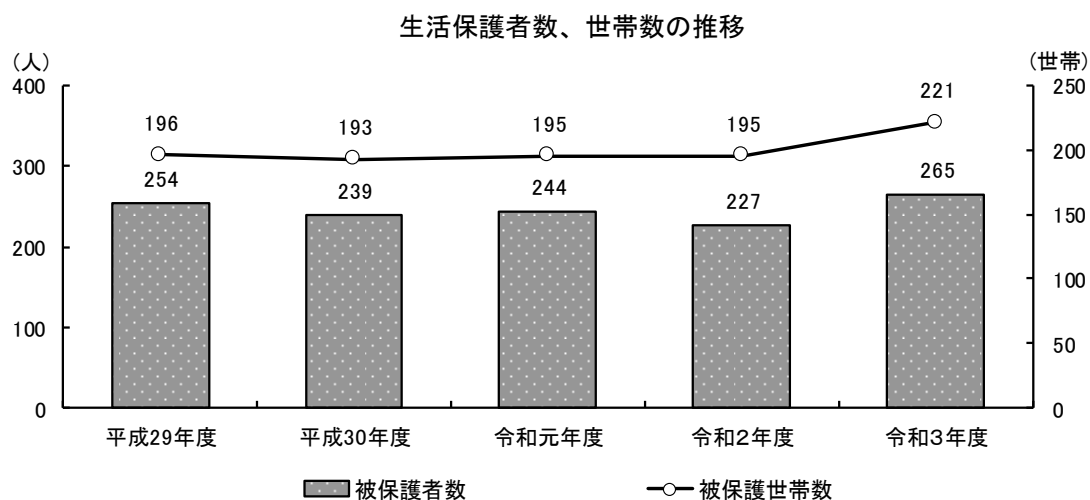
シルバー人材センター会員数をみると、増減を繰り返し、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年度3月末現在では253人となっています。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(12) 生活保護者数、世帯数の推移

生活保護者数及び世帯数をみると、被保護者数及び被保護世帯数ともに令和2年度までは横ばいで推移しており、令和3年度で増加し、被保護者数は265人、被保護世帯数は221世帯となっています。



2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「第4次清水町地域福祉計画」策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

清水町在住の18歳以上を無作為抽出

③ 調査期間

令和4年9月25日から令和4年10月11日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
町民	1,000 通	359 通	35.9%

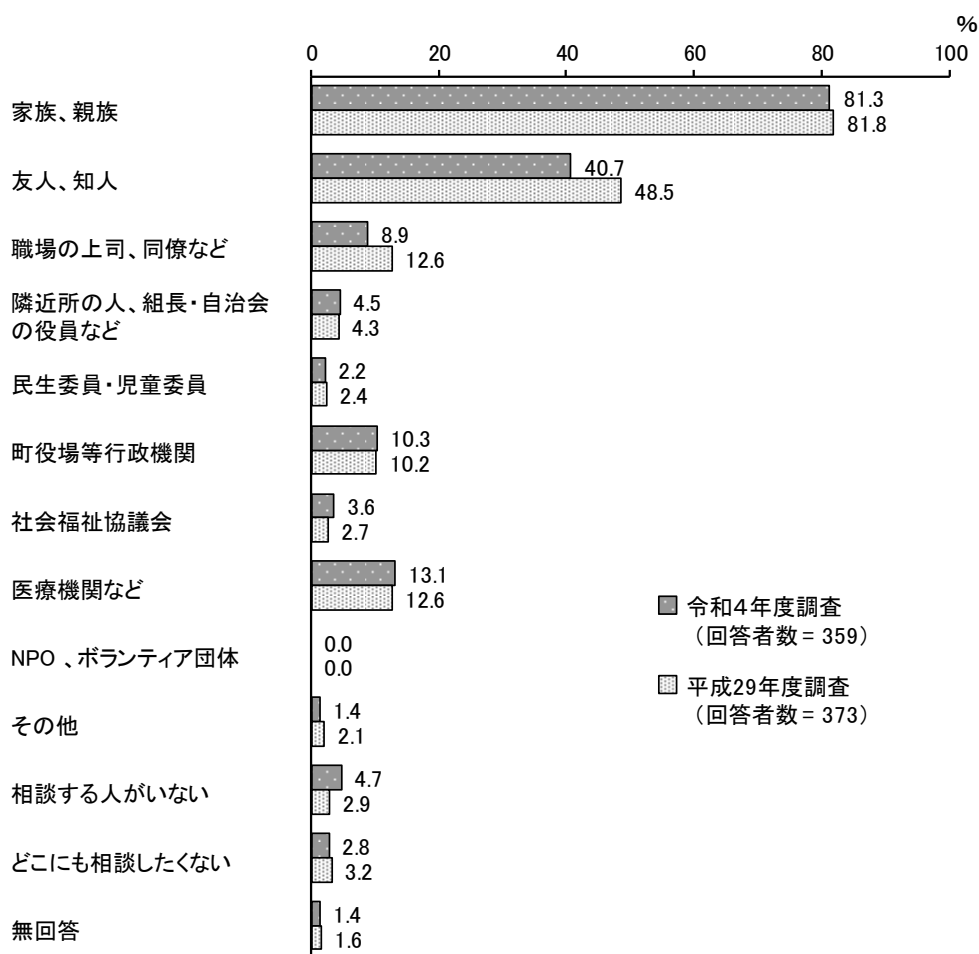
(2) 暮らしの中で感じている生活課題などについて

① 日々の暮らしの中で、不安や悩みを抱えたときの相談相手について

「家族、親族」の割合が81.3%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が40.7%、「医療機関など」の割合が13.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「友人、知人」の割合が減少しています。

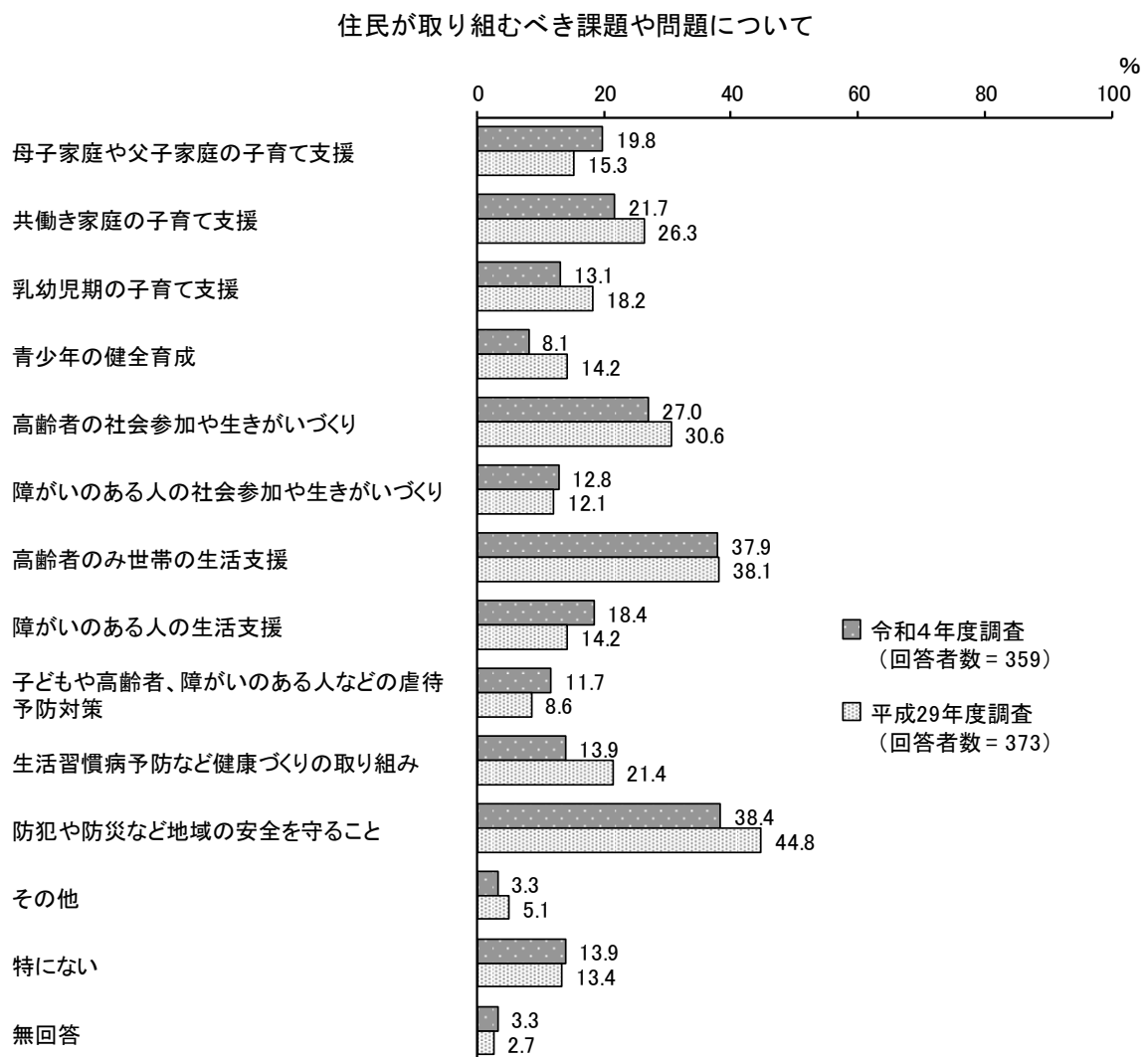
日々の暮らしの中で、不安や悩みを抱えたときの相談相手について



② 住民が取り組むべき課題や問題について

「防犯や防災など地域の安全を守ること」の割合が38.4%と最も高く、次いで「高齢者のみ世帯の生活支援」の割合が37.9%、「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」の割合が27.0%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「乳幼児期の子育て支援」「青少年の健全育成」「生活習慣病予防など健康づくりの取り組み」「防犯や防災など地域の安全を守ること」の割合が5ポイント以上減少しています。



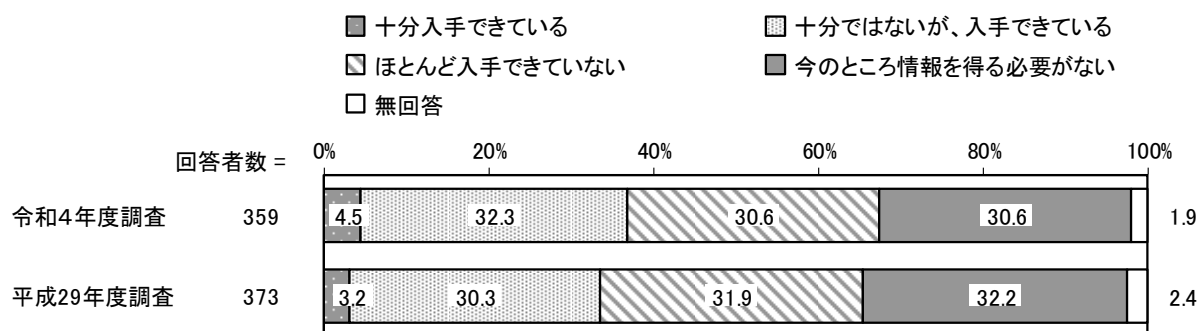
(3) 福祉サービスについて

① 自分に必要な福祉サービスに関する情報を、入手できているかについて

「十分ではないが、入手できている」の割合が32.3%と最も高く、次いで「ほとんど入手できていない」、 「今のところ情報を得る必要がない」の割合が30.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

自分に必要な福祉サービスに関する情報を、入手できているかについて

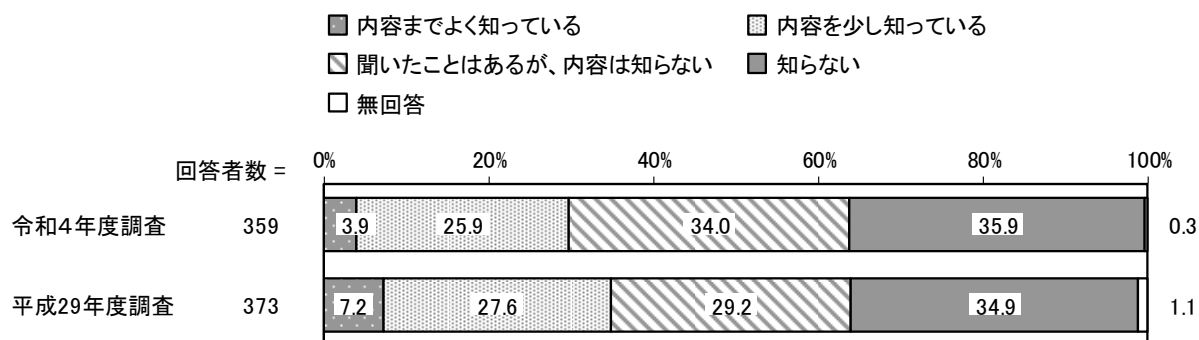


② 「日常生活自立支援事業・成年後見人制度」の認知度について

「知らない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が34.0%、「内容を少し知っている」の割合が25.9%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

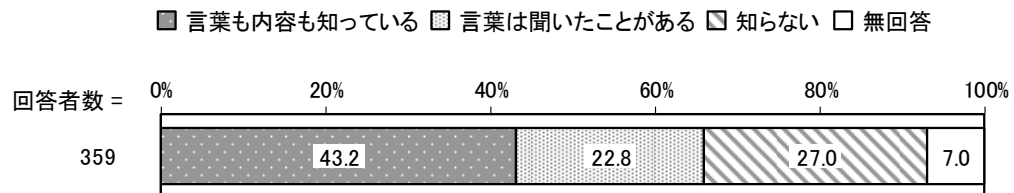
「日常生活自立支援事業・成年後見人制度」の認知度について



③ ヤングケアラーの認知度について

「言葉も内容も知っている」の割合が43.2%と最も高く、次いで「知らない」の割合が27.0%、「言葉は聞いたことがある」の割合が22.8%となっています。

ヤングケアラーの認知度について



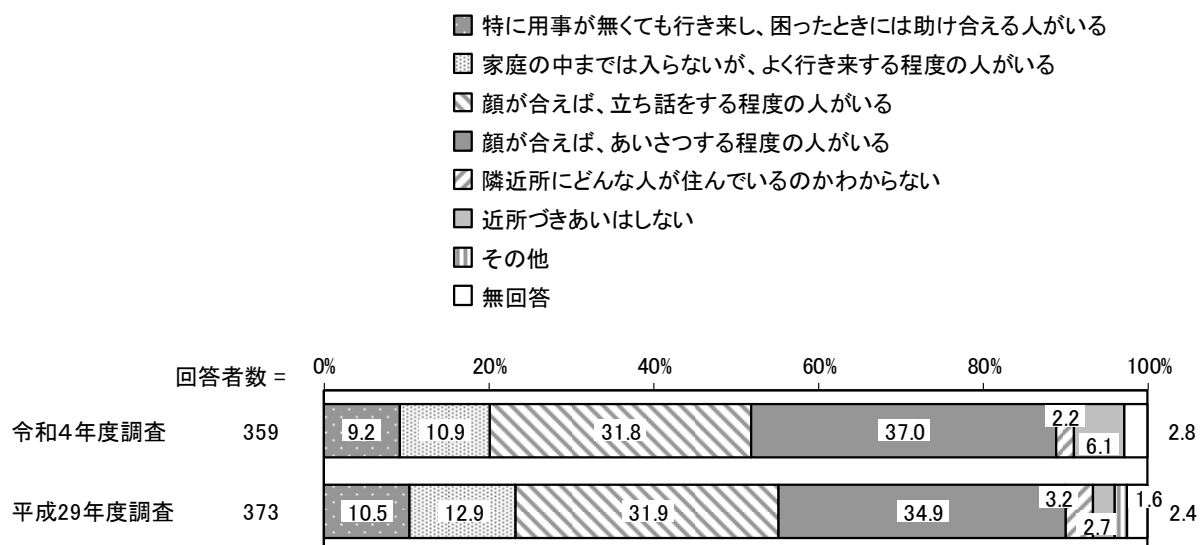
(4) 地域の暮らしやすさ・地域づくりについて

① 近所の人とのつきあいについて

「顔が合えば、あいさつする程度の人がいる」の割合が37.0%と最も高く、次いで「顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる」の割合が31.8%、「家庭の中までは入らないが、よく行き来する程度の人がいる」の割合が10.9%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

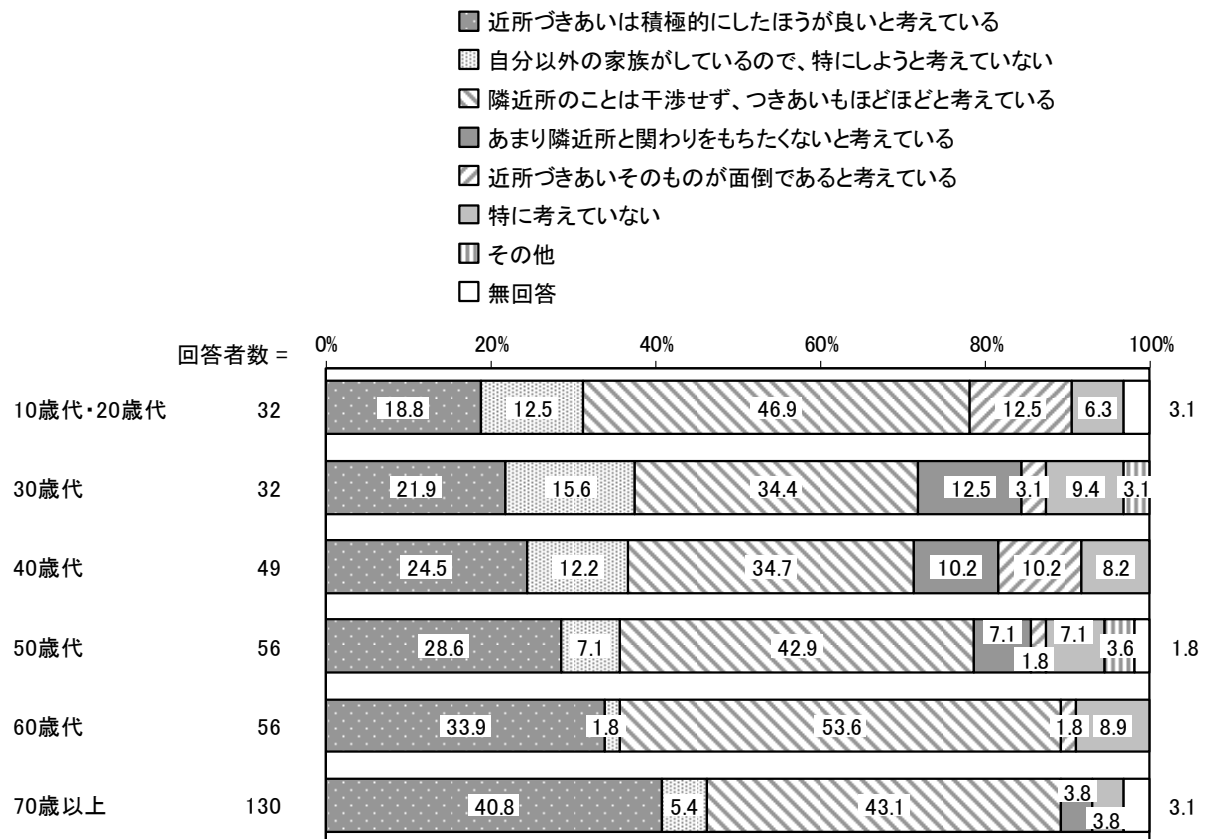
近所の人とのつきあいについて



② 近所の人とのつきあいの考え方について

年齢別でみると、他に比べ、70歳以上で「近所づきあいは積極的にしたほうが良いと考えている」の割合が比較的高く、60歳代で「隣近所のことは干渉せず、つきあいもほどほどと考えている」の割合が高くなっています。

近所の人とのつきあいの考え方について

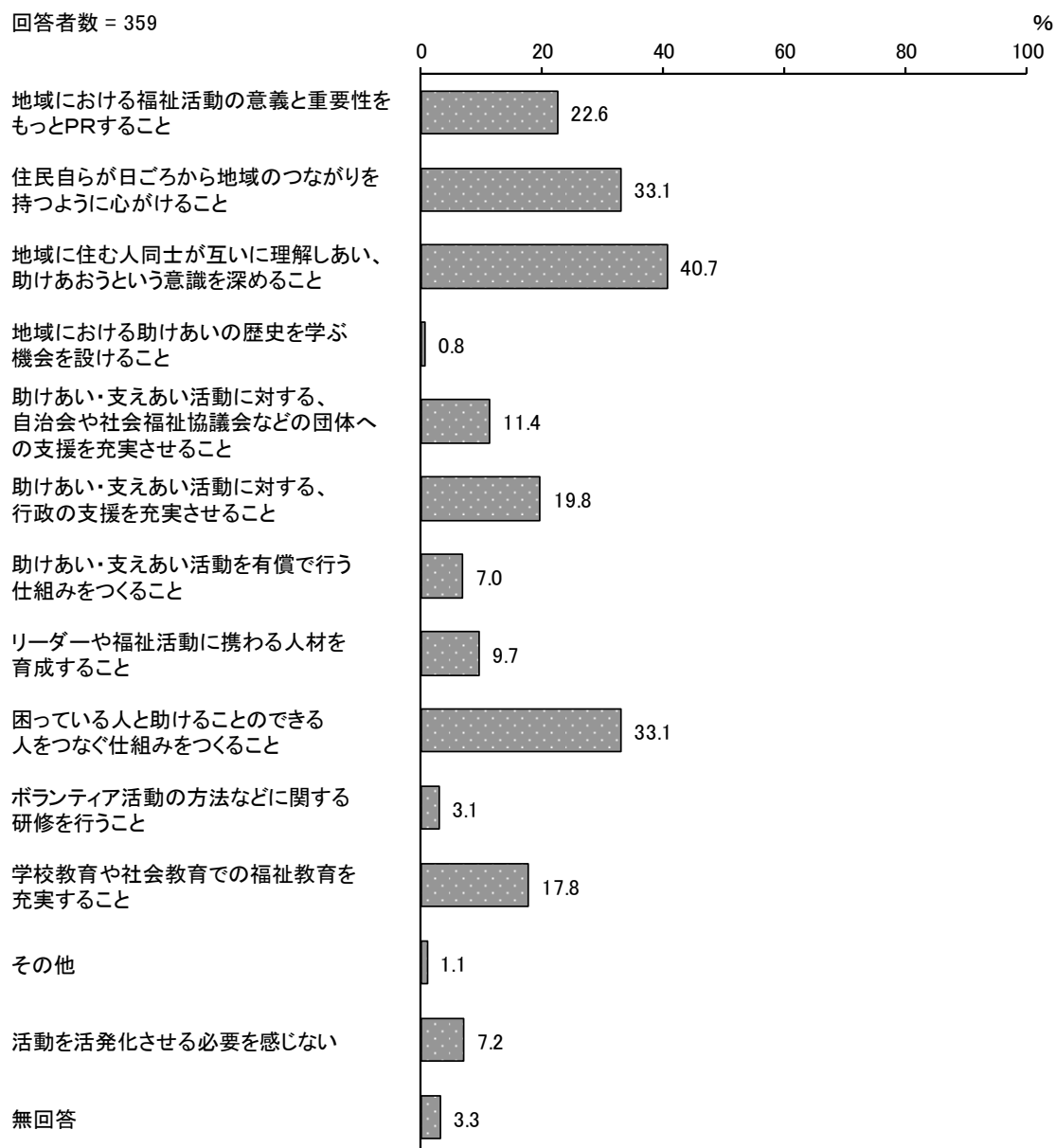


③ 地域における支えあい、助けあい活動を活発化するために必要なことについて

「地域に住む人同士が互いに理解しあい、助けあおうという意識を深めること」の割合が40.7%と最も高く、次いで「住民自らが日ごろから地域のつながりを持つように心がけること」、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ仕組みをつくること」の割合が33.1%となっています。

地域における支えあい、助けあい活動を活発化するために必要なことについて

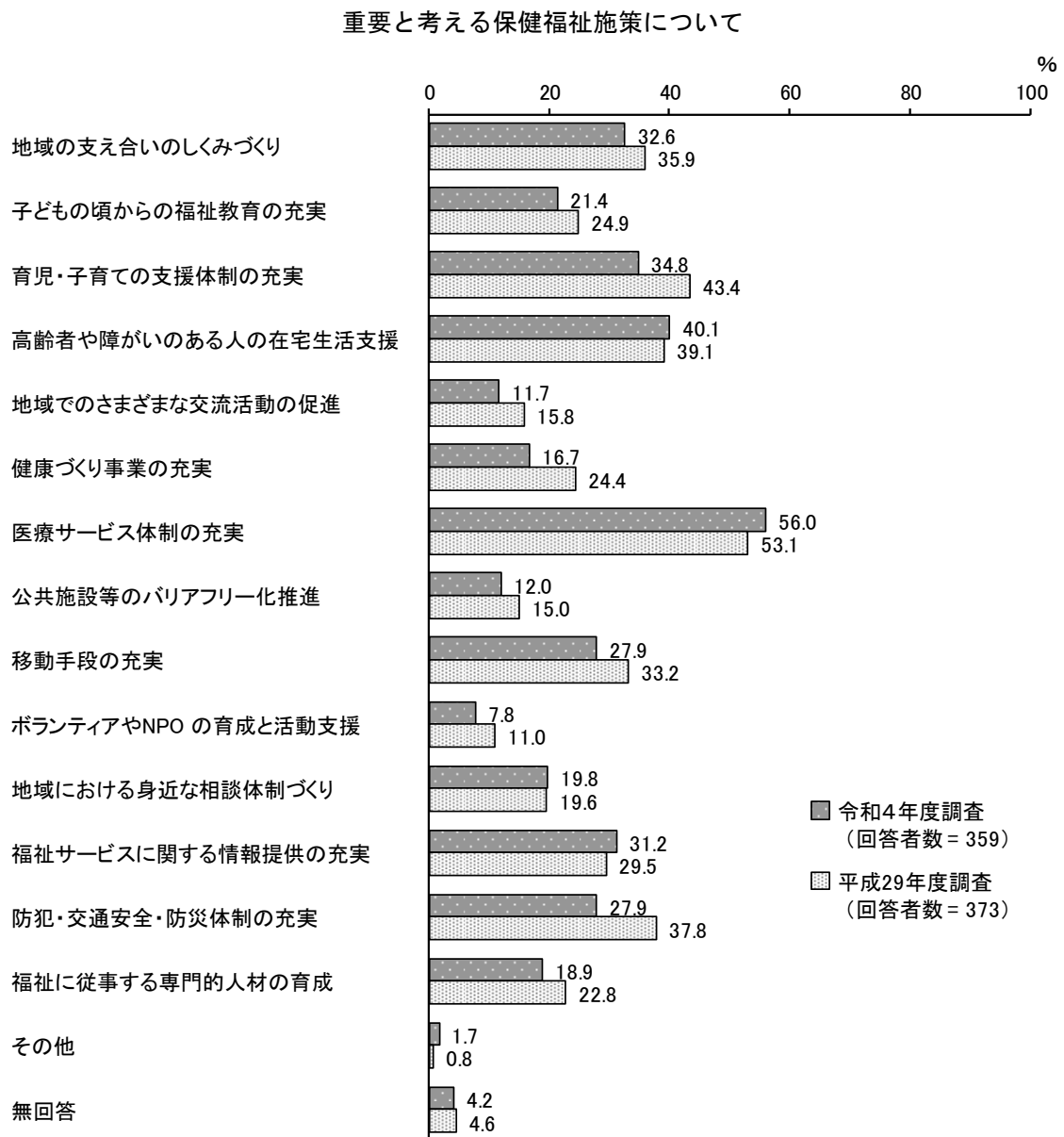
回答者数 = 359



④ 重要と考える保健福祉施策について

「医療サービス体制の充実」の割合が56.0%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人の在宅生活支援」の割合が40.1%、「育児・子育ての支援体制の充実」の割合が34.8%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「育児・子育ての支援体制の充実」「健康づくり事業の充実」「移動手段の充実」「防犯・交通安全・防災体制の充実」の割合が5ポイント以上減少しています。



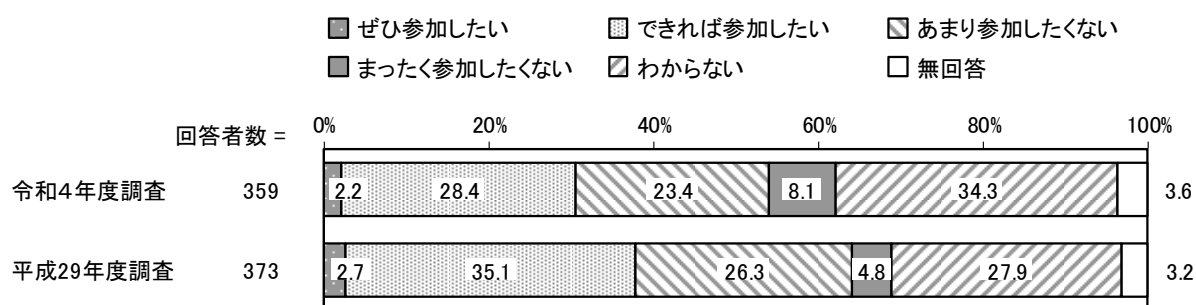
(5) 地域活動やボランティア活動について

① 「小地域ネットワーク」のような福祉活動への参加意向について

「わからない」の割合が34.3%と最も高く、次いで「できれば参加したい」の割合が28.4%、「あまり参加したくない」の割合が23.4%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「わからない」の割合が増加しています。一方、「できれば参加したい」の割合が減少しています。

地域のための福祉活動を行う場や機会への参加したいかについて

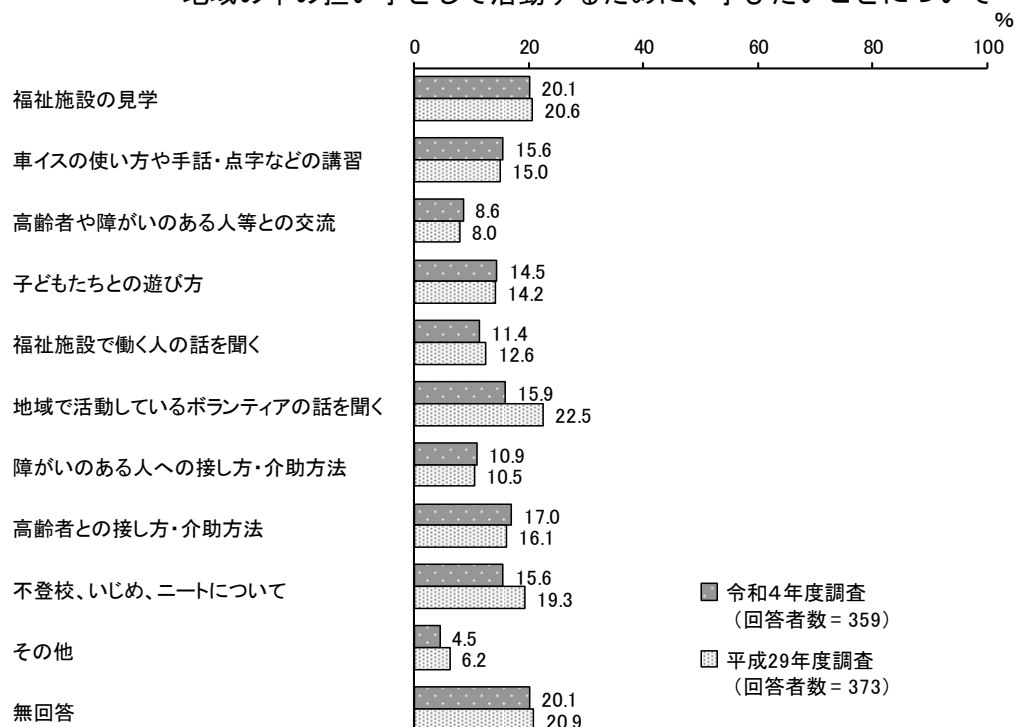


② 地域の中の担い手として活動するために、学びたいことについて

「福祉施設の見学」の割合が20.1%と最も高く、次いで「高齢者との接し方・介助方法」の割合が17.0%、「地域で活動しているボランティアの話を聞く」の割合が15.9%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「地域で活動しているボランティアの話を聞く」の割合が5ポイント以上減少しています。

地域の中の担い手として活動するために、学びたいことについて



3 第3次清水町地域福祉計画の事業の振り返り

「第4次清水町地域福祉計画」の策定の基礎資料として、第3次清水町地域福祉計画の事業評価を行い、課題を整理しました。

(1) 基本目標1 地域を支える人づくり

- ・地域包括ケアシステムの推進による、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決していく取組の推進
- ・福祉や地域の専門家から高齢者の課題や地域福祉活動を学ぶ機会づくりによる福祉教育の充実
- ・福祉体験学習における当事者とのふれあいや交流、施設での体験、協力者からの指導・交流を通して、思いやりの心や福祉についての理解を深める学習の場の創出
- ・ボランティアの担い手確保にあたって、ボランティアの養成講座の開催による育成支援 等

(2) 基本目標2 助け合い、支え合いの地域づくり

- ・各区で、「住民主体の地域支え合い勉強会」を開催し、ワークショップを行いながら、地域の困り事等ニーズ把握や支え合い活動の啓発及び担い手の発掘の推進
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、世代間の交流を図りながら、「地域とともにある学校づくり」の推進
- ・ふれあい・いきいきサロン事業の推進とともに、新たに住民主体の居場所づくりの推進
- ・町シニアクラブが行う各種事業・活動に対する連絡調整及び支援の実施
- ・ボランティアグループ活動のPRパンフレット等による情報提供の充実 等

(3) 基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

- ・緊急通報システム利用支援事業、配食サービス事業等の高齢者の生活をサポートする事業の継続実施及び対象者発掘のため、引き続き訪問の際やケアマネ連絡会等でのPRの実施
- ・民間企業等と連携を図りながら、高齢者が安心した生活を送れるよう見守り体制の充実

- ・子どもの人権を守る取組を進めるため、保育所、幼稚園、小中学校との連携やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、外国籍児童生徒学校等生活支援員、民生委員や各機関との連携強化
- ・町と社会福祉協議会が連携し福祉避難所として、災害時要配慮者の支援体制の整備及び災害ボランティアコーディネーターの養成講座の開催
- ・子どもたちを犯罪や交通事故から守るため、PTA・地域・学校（幼稚園・保育所）・警察・道路管理者と連携し、防犯及び事故防止の視点からの教育活動の推進

（４）基本目標４ 適切な支援へつなげる体制づくり

- ・高齢者、障がい者、子どもにも配慮し、あらゆるユーザーが快適に福祉情報を得られるよう、また見やすく、わかりやすいホームページの更新
- ・貧困格差が広がるなか、生活困窮者が地域で安心して暮らせるよう相談体制の充実
- ・ファミリー・サポート・センターにおける恒常的な担い手不足の解消のため増強対策の実施
- ・市民後見人の育成及び法人後見機関体制の整備
- ・成年後見制度や権利擁護制度の周知・啓発、市民後見人育成等についての広域連携の継続実施 等

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の理念

少子高齢化や人口減少、高齢者世帯・単身世帯の増加、さらには新型コロナウイルス感染症による影響など、社会全体の先行きが不透明な中、人々の価値観や考え方、生活様式が多様化し、家庭だけでなく、地域においても支え合いの機能が弱まっていることから、若い世代に加えて、元気な高齢者が地域福祉の担い手として地域を支えていくことが望まれます。

また、本町の総合計画においては、「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」を将来都市像とし、基本目標「誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ」を掲げ、まちに笑顔があふれ、住民がいつまでも健康で幸せにくらすことができるよう施策を推進しています。

本計画においても、地域で支え合いながら、笑顔にあふれ、住み続けたい地域を目指し、第4次清水町地域福祉計画の基本理念を「誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちづくり」としました。

【 基 本 理 念 】

**誰もがやすらぎと生きがいを感じる
「笑街健幸」のまちづくり**

2 基本目標

*各基本目標に関連するSDGsの目標を掲載しています。

基本目標1 地域を支える人づくり

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けては、従来の「支える」「支えられる」といった関係ではなく、すべての人が支え手として地域課題の解決に向けて取り組むことが求められます。住民の「地域共生」の意識をより高めるとともに、地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動の支援を図るとともに、家庭や地域において、多様な世代への福祉教育を充実させ、地域福祉の担い手やリーダーを育成します。



基本目標2 助け合い、支え合いの地域づくり

地域福祉を進める上での主役は住民であり、住民の参画は必要不可欠なものです。住民の「共生社会」の意識をより高め、地域での交流の機会や居場所を増やし、人と人との絆を強めていきます。さらに地域福祉コミュニティの醸成を図り、地域での助け合い、支え合いを促進します。また、地域福祉活動のネットワークづくりを進め、地域の活動しやすい環境を整備します。



基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

高齢者や障がいのある人等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援します。また、地域の防災・防犯体制の強化や移動支援の充実を図ることにより、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。



基本目標4 適切な支援へつなげる体制づくり

多様化・複雑化する住民ニーズへの対応や、福祉制度の対象とならず、支援が行き届かない人への対応が求められているなか、誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複雑化する問題に対応する重層的支援体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。



3 施策の大綱

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

誰もがやすらぎと生きがいを感じる
「笑街健幸」のまちづくり

1 地域を支える人づくり

(1) 「地域共生」の意識の醸成

(2) 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進

(3) ボランティアの育成・支援

(4) 地域活動リーダーの育成

2 助け合い、支え合いの地域づくり

(1) 地域の支え合い、見守り活動の推進

(2) 地域での交流する機会や居場所づくり

(3) 地域福祉活動のネットワーク

3 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

(1) 安心して暮らせるまちづくりの推進

(2) 地域の防災活動の推進

(3) 地域の防犯活動の推進

4 適切な支援へつなげる体制づくり

(1) 福祉等に関する情報提供の充実

(2) 重層的支援体制の充実

(3) サービスの質の向上及び権利擁護の充実

(4) 配慮が必要な人への支援の充実

(5) 関係機関等との連携強化による支援体制づくり

第4章

施策の展開

1 地域を支える人づくり

(1) 「地域共生」の意識の醸成

【現状と課題】

本町では、広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を推進してきました。

町民調査によると、地域における支え合い、助け合い活動を活発化する上で必要なことについて、「地域に住む人同士が互いに理解し、助け合おうという意識を深めること」、「住民自らが日頃から地域のつながりを持つように心がけること」などの意見があがっています。

今後も、地域福祉に関する理解を深め、地域福祉活動を促進するため、さらなる啓発・広報活動を行うことが重要です。

【今後の方向性】

地域共生社会の実現に向けて、住民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動の充実につなげていきます。

また、多様性を認め合いながらも共に生きる意識を育み、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、地域のなかで、誰もが、様々な場・機会を通じて福祉について学び、共に育む地域づくりを推進します。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
「地域福祉」の啓発	地域共生社会の実現に向けて、自助、互助、共助、公助のそれぞれの役割を周知し、地域福祉の大切さを啓発し、福祉活動への参加を促します。	福祉介護課 社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当課
「相互扶助」の精神の醸成	自助、互助、共助、公助の連携のもと、誰もが互いに助け合い、協力し合って地域社会を支えていく、相互扶助の精神の醸成を図ります。	福祉介護課 社会福祉協議会
「心のバリアフリー」の浸透	障がいのある人への偏見をなくし、「心のバリアフリー」の浸透を図ります。	福祉介護課



住民・地域の取組（自助・共助）

- 家庭や地域において、助け合い・支え合い意識を育んでいきましょう。
- 地域福祉の意識を育む各種イベントに参加しましょう。
- 団体活動やボランティア活動を通じて、地域活動に参加し、誰とでも積極的にふれあいましょう。

（２）家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進

【現状と課題】

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。本町では、学校や地域での様々な福祉体験等を実施しています。

町民調査によると、重要と考える保健福祉施策について、「子どもの頃からの福祉教育の充実」が2割となっています。小・中学校夏休み福祉体験講座の開催などは、新型コロナウイルス感染防止のため、事業は縮小または中止となっていますが、今後も、地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが重要です。

【今後の方向性】

子どものころから、福祉のこころを育むため、小中学校における福祉学習や体験活動を推進するとともに、町民に地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりを充実します。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
学校における福祉教育の推進	地域と学校が連携し、社会福祉協議会が開催する福祉ボランティア活動の紹介を行うなど、児童・生徒が福祉に関心を持つ機会づくりを推進します。	教育総務課 社会福祉協議会
体験学習などの企画	社会福祉協議会との連携を強化し、当事者とのふれあいや交流、施設での体験、協力者からの指導・交流を通して、思いやりの心や福祉についての理解を深める学習の場をつくります。福祉体験学習などを企画し、多くの住民の参加を促します。	福祉介護課 社会福祉協議会
NPO法人やボランティアの育成	社会福祉協議会を中心に、講座や啓発事業を通じて、地域での福祉活動の担い手となるNPO法人やボランティアを育成し、活動の活性化を図ります。また、活動に対する連絡調整（コーディネート）の強化を行います。	福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- 福祉教育に関心を持ち、体験学習の機会に積極的に参加しましょう。
- 身近な地域活動と学校の各種活動との連携を深めましょう。
- 地域における福祉教育・体験学習に、情報や人材、場所の提供等を通じて、積極的に協力しましょう。
- 団体活動やボランティア活動を通じ、積極的に学校行事へ協力・参加しましょう。

（３）ボランティアの育成・支援

【現状と課題】

地域福祉の推進には、公的な福祉制度の充実と住民による助け合いの両者が必要です。そのためには福祉・教育・医療・保健等に関わる人たちをはじめ、住民によるボランティアが一体となって進められる必要があります。

町民調査によると、地域の中の担い手として活動するために学びたいことについて、「福祉施設の見学」「高齢者との接し方・介助方法」「地域で活動しているボランティアの話聞く」などの意見があがっています。ボランティアの育成・支援を充実していくためには、地域の担い手となるための学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。

【今後の方向性】

地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、ボランティアへの参加のきっかけづくりを行います。また、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
高齢者の支え合い活動への参加促進	高齢者の豊かな経験と知識や技能を活かし地域社会で活動しやすい環境づくりに努めるとともに、シニアクラブ連合会と連携し、一人暮らし高齢者の見守り等のボランティア活動を行う体制づくりを推進していきます。また、介護従事者養成研修を実施し、高齢者を含めた支援者の養成に努めていきます。	福祉介護課
手話奉仕員養成講座の開催	聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習する機会を設けるとともに、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員を養成します。	福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- ボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 各種ボランティア活動に関する学習会に参加しましょう。
- ボランティア活動による体験学習等を受け入れ、住民のボランティア活動を支援しましょう。
- いきいきサロン活動や地域行事に協力しましょう。

（４）地域活動リーダーの育成

【現状と課題】

地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。

町民調査によると、地域活動への参加意向のある人は約３割となっています。

一方、地域福祉活動に取り組む意思がありながら、参加方法がわからず、活動につながっていない人もいます。また、地域福祉の担い手としての技術・資格等を持ちながら、地域に埋没していたり、その能力を生かし切れていない人材がいることから、福祉人材を発掘・把握・確保していくことが重要です。

【今後の方向性】

各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成するとともに、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わることができる体制づくりを進めます。

また、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成を行うとともに、次代の地域福祉の推進を担う子どもへの体験や交流機会を確保します。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
福祉リーダーの育成	地域福祉を円滑に進めるために、福祉推進のリーダーを確保し育成します。地域課題を自らの課題として認識し、自分の暮らす地域を良くしたいという強い思いを持つ人物を発掘・育成します。	福祉介護課 社会福祉協議会
子どもの地域福祉活動への参加の促進	社会福祉協議会と連携し、当事者とのふれあいや交流、施設での体験、協力者からの指導・交流を通して、思いやりの心や福祉についての理解を深める学習の場をつくり、子どもたちが将来の福祉を担っていけるよう、体験・交流を通じた、啓発を進めます。	教育総務課 社会教育課 福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- 地域リーダー育成研修へ積極的に参加しましょう。
- 子どもたちとともに、福祉についての学習の場に参加しましょう。

2 助け合い、支え合いの地域づくり

(1) 地域の支え合い、見守り活動の推進

【現状と課題】

誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが重要です。

町民調査によると、普段、近所の人とのつきあいについて、「顔が合えば、あいさつする程度」が約4割と最も高く、次いで「顔が合えば、立ち話をする程度」が約3割となっています。また、年代が低くなるにつれて、地域とのつながりが希薄化する傾向がうかがえます。また、「隣近所のことは干渉せず、つきあいもほどほどと考えている」人も4割となっています。

引き続き、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進し、町民の助け合い、支え合いの意識の醸成を図り、地域における支え合い、助け合い、見守り体制の強化が求められます。

【今後の方向性】

地域での助け合い、支え合いを進めていくため、日頃からの近所づきあいや地域活動の充実を図り、見守り体制の強化に努めます。また、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯や障がい者、子育て家庭をはじめ、日常生活において支援が必要な人を地域で見守り、支え合う地域づくりを推進するとともに、潜在化している支援を必要としている人の早期発見に努めます。

さらに、周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう、ゲートキーパーに関する普及啓発を進めます。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
小地域福祉活動の支援	各地区で取り組まれている小地域福祉活動の支援や他地区へ活動の輪を広げることで、小地域福祉活動の活性化を図ります。 また、高齢者、障がい者の自宅を訪問し、声掛け、見守り、話し相手などの支え合い活動を推進します。	福祉介護課 社会福祉協議会
自治会との連携強化	自治会との連携強化、連絡体制の充実を図ります。 区長会との協力体制をさらに深め、情報提供・情報交換、ケース検討を行いながら小地域活動を推進します。	産業観光課 社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員との連携強化	住民と行政とのパイプ役である民生委員・児童委員との連携を図り、自治会の組織力を高めます。	福祉介護課
福祉コミュニティ形成の支援	各団体の活動の自主性を尊重しながら、地域内に組織される福祉コミュニティの形成についての相談や支援を行います。	福祉介護課 社会福祉協議会
ゲートキーパーに関する普及啓発	周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、困難を抱えている人の心情を踏まえた適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」について普及啓発をします。	福祉介護課



住民・地域の取組（自助・共助）

- 日頃から隣近所で、見守り、助け合いを意識した声かけを行っていきましょう。
- 地域におけるきめ細かな見守り活動を継続的に進めていきましょう。
- 一人暮らし高齢者など、支援が必要な人の把握に努めましょう。
- 日頃から顔の見える関係づくりに努め、地域の見守り活動に向けて協力しましょう。
- いきいきサロンを通じて、高齢者の見守り活動を進めていきましょう。
- ゲートキーパーについて関心を持ち、それぞれの立場でできることから進んで行動しましょう。

（２）地域での交流する機会や居場所づくり

【現状と課題】

住民が地域福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者、障がいのある人の交流の機会が重要です。

本町では、「地域での交流する機会や場づくり」では、地域の活動拠点として福祉センターの積極的な開放等に努めており、今後も、子どもから高齢者、障がいのある人等、住民が交流できる機会や居場所づくりを進めていくことが必要であり、いきいきサロン事業の推進とともに、新たに住民主体の居場所づくりの推進が求められます。

【今後の方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所づきあいの中で声かけや見守り、サロン活動への参加を通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めます

また、様々な世代が交流できるきっかけづくりを進め、お互いがふれあえる居場所づくりを推進します。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
拠点施設の充実	福祉センターへの積極的な来場者の増加を目指し、誰が来てもあたたかく迎え入れることができ、ふれあいの場となる拠点場所の充実を図ります。	福祉介護課 社会福祉協議会
活動拠点施設の提供	福祉センターをはじめ、ボランティアや地域福祉活動の拠点にできる施設を積極的に開放し、住民の居場所づくりを行います。	福祉介護課 社会福祉協議会
親子ふれあいの場の充実	子育て総合支援センター、地域子育て支援センター等において、育児にかかる指導や相談を行うとともに、地域の親子が遊びの場を通じて育児にかかる情報交換や相互交流ができる場の充実に努めます。また、子ども・子育てコンシェルジュによる相談事業の充実を図ります。	こども未来課
世代間交流の推進	高齢者がこれまで培った豊かな経験と、知識や技能を伝える場として講座・教室を開催するとともに、保育現場、学校教育との連携により世代間の交流に努めます。また、「地域とともにある学校づくり」を推進します。	こども未来課 教育総務課 福祉介護課
自立高齢者の介護予防事業の推進	介護予防事業やいきいきサロンを通じて、参加者と住民（民生委員・児童委員・ボランティア・地域の関係機関）とのふれあいを促進し、高齢者の閉じこもり予防や認知症予防を推進します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、高齢者を包括的に支援します。	健幸づくり課 福祉介護課 社会福祉協議会
スポーツやレクリエーションの機会の提供	住民が継続的かつ安全に健康の保持・増進が図れるよう、スポーツやレクリエーションの機会づくりのために健幸スポーツの駅を活用するとともに、まち歩きアプリ「PLUS-Walk 清水町」の推進等を図り、一人でも手軽に行えるウォーキングの更なる普及に努め、高齢者の健康増進を図ります。	健幸づくり課 福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- 自治会、シニアクラブ連合会、子ども会、青年団等の世代間交流の機会に積極的に参加しましょう。
- 行事やふれあいの場等に積極的に参加し、地域の人と交流しましょう。
- 地域のいきいきサロン活動に参加しましょう。
- 地域における福祉教育・体験学習に、情報や人材、場の提供等を通じて、積極的に協力しましょう。
- 団体活動やボランティア活動を通じ、積極的に学校行事へ協力・参加しましょう。
- 学校と、地域の福祉施設との交流活動を進めましょう。

(3) 地域福祉活動のネットワーク

【現状と課題】

本町では、地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、NPO法人等、既存の活動者同士の連携の強化を図っています。

町民調査によると、重要と考える保健福祉施策について、地域の支え合いの仕組みづくりが約3割となっています。

引き続き、複雑化・複合化した課題の解決に向けさらなる関係団体・機関との連携強化を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、当事者団体をはじめ様々な地域福祉に関わる団体の活動等が自粛となりましたが、感染症対策を行い、情報共有や連携をさらに進めることが重要です。

【今後の方向性】

地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、NPO法人等、既存の活動者（団体）同士の連携の強化を図ります。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
地域福祉関係団体の連携強化	社会福祉協議会を中心に、NPO法人やボランティア組織などと協働し、組織間相互の連携を進め、住民の多様な主体が参画できる地域の支え合い体制づくりを推進します。	福祉介護課 社会福祉協議会
ボランティア連絡会の充実	社会福祉協議会を中心に、各ボランティア団体が地域の課題に対して、グループ間で連携を図れるよう、ボランティア交流会の開催等を支援し、連絡会の活動の充実に努めます。	福祉介護課 社会福祉協議会
多様な家庭問題への対応	DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、引きこもり、ニートなど心の問題にまで及ぶ複雑な家庭問題に対応するため、関係機関との連携強化に努めます。また、生活困窮者等の相談支援機関として、経済的な問題、就労の問題、家庭の問題など様々な問題にあたり、各種手続きに関する助言や関係機関との調整を行いながら支援します。	こども未来課 教育総務課 健康づくり課 福祉介護課 社会福祉協議会
活動に関する情報の提供	社会福祉協議会を中心に、NPO法人やボランティア活動に関する情報を提供し、ボランティア活動への関心が高くなるよう努めます。	福祉介護課 社会福祉協議会
新規事業への支援	NPO法人が既存事業の展開に加え、新規事業へも発展していけるように支援します。	福祉介護課 社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当課
シニアクラブ連合会活動助成事業の推進	シニアクラブ連合会の活動費の一部を助成し、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とした、シニアクラブ連合会が行う奉仕活動、趣味の会などの各種活動を支援します。また、シニアクラブ連合会の周知を強化し、会員の増加を図ります。	福祉介護課 社会福祉協議会
シルバー人材センター助成事業の推進	高齢者の就労支援、社会参加による介護予防として、シルバー人材センターを育成するとともに活動内容等を町広報やホームページに掲載し、広く住民に情報提供します。	福祉介護課
ボランティア活動に対する支援の強化・充実	社会福祉協議会を中心に、各ボランティア団体の活動が円滑に行えるように、ボランティア活動PRパンフレットの内容の見直し、作成を行い、ボランティアグループへの支援を推進します。	福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- 自治会や民生委員・児童委員の役割と活動について関心を持ち、活動に協力しましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティアをはじめとする地域福祉活動者を対象とした研修に参加し、それぞれの役割を理解し連携しましょう。
- 地域福祉座談会を開催し、各種関係団体が持つ情報を共有し、問題を解決しましょう。

3 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

(1) 安心して暮らせるまちづくりの推進

【現状と課題】

町民調査によると、身近な地域で、地域住民が取り組むべき課題や問題について、「高齢者のみ世帯の生活支援」が4割、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が3割、「障害のある人の生活支援」が2割となっています。本町では、安心して暮らせるまちづくりの推進に向け、緊急通報システム利用支援事業の推進、配食サービス事業を活用した高齢者の安否確認の実施、児童虐待防止体制の充実に努めています。

今後も、行政、民間及び地域が連携して地域全体で高齢者、子どもや高齢者、障がい者等への支援の充実が必要です。

【今後の方向性】

高齢者等が安心して暮らせる地域社会を構築するため、行政、民間及び地域が連携して地域全体で高齢者等を支えます。

また、子どもや高齢者、障がい者への虐待を重大な人権侵害と捉え、虐待を認めない地域社会の構築を目指します。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
緊急通報システム利用支援事業の推進	民間警備会社を利用した緊急連絡等の対応を行う緊急通報システムの設置を推進し、一人暮らしの高齢者等の安全確保及び不安の軽減を図ります。また、安否確認が必要な対象者の発掘を進めます。	福祉介護課
配食サービス事業を活用した高齢者の安否確認の実施	在宅の一人暮らし等の高齢者への昼食配食サービス事業において、本人の安否確認を行います。また、栄養管理と安否確認が必要な対象者の発掘を進めます。	福祉介護課
民間企業等と連携した見守り体制の充実	高齢者が安心して暮らせるよう、徘徊高齢者見守り検索ネットワーク及び新聞や乳酸菌飲料等の配達、水道検針等を活用した見守り体制の充実を図ります。	福祉介護課

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止体制の充実	要保護児童等対策地域協議会を中心に、関係機関と連携を図り、保護を必要とする児童等への適切な支援に努めます。 また、各機関の役割の明確化、情報共有体制の整備を行い、児童虐待の防止や早期発見、早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うなど、子どもの人権を守る取り組みを進めます。	こども未来課 教育総務課 健幸づくり課
高齢者虐待防止体制の充実	高齢者の虐待防止に向けて、地域包括支援センターと連携した相談体制の充実を図ります。	福祉介護課
障がい者虐待防止体制の充実	障がい者虐待防止のための相談体制の充実を図ります。	福祉介護課
憩いの場づくり	高齢者向けの健康遊具等を導入し、屋外でのびのびと活動できる拠点として、狩野川ふれあい広場や総合運動公園の活用を推進し、住民の憩いの場づくりに努めます。	健幸づくり課
地域による施設管理の促進	施設の老朽化への対応については、計画的に更新又は補修を実施し、早期改善を図ります。地域にある公園や広場は、誰もが気持ちよく使えるように整備するとともに、地域との協働で管理に取り組み、物や自然を大切にすることを育てます。	建設課 都市計画課
ごみ出しのマナー	ごみの出し方など日常生活でのルールやマナーを広報等あらゆる機会を通じて周知します。	くらし安全課



住民・地域の取組（自助・共助）

- ごみ出しのマナーを守り、地域内を清潔に保てるよう日頃から心がけましょう。
- 道路、公園等を美しく保ちましょう。
- 身の周りで虐待が行われていることに気づいたら、地域包括支援センターや児童相談所、役場等に通報、相談しましょう。
- 高齢者や障がい者など、移動の困難な方の外出を、気軽に手伝いましょう。

（２）地域の防災活動の推進

【現状と課題】

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

町民調査によると、地域には、災害が起きた時に頼りにする人がいない人もいます。身近な地域で、地域住民が取り組むべき課題や問題について、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が４割と最も高くなっています。また、地域における災害時の備えとして重要なことについて、「危険箇所の把握（ハザードマップの確認）」「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」「地域での避難訓練」があがっています。

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、地域における災害時等の支援体制の充実が求められます。

【今後の方向性】

住民、地域、事業所、ボランティア団体、行政等が相互に連携して、地域における防災対策や災害時の対応体制の充実を図るとともに、支援体制の整備を推進します。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
災害ボランティアコーディネーターとの連携	災害時に備え、自主防災組織や消防団、行政の防災機関、社会福祉協議会と災害ボランティアコーディネーターとの連絡体制を整えます。また、福祉避難所である福祉センターを整備します。	くらし安全課 社会福祉協議会 福祉介護課
災害時におけるボランティアの調整	災害時におけるボランティアの調整を迅速にかつ適切に行います。町総合防災訓練の開催に合わせて、町ボランティア本部立ち上げ訓練を開催します。	くらし安全課 福祉介護課 社会福祉協議会
災害時の連絡体制の確保	地震などの災害時に、救援物資や水の配給場所、ライフラインの復旧情報、安否確認情報などがスムーズに各地区内へ提供できる連絡体制を整えます。	くらし安全課
支援体制の推進	清水町避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、緊急時や災害時に災害時要配慮者の安否確認と保護ができるよう、訓練等の実施を行い、実効性のある支援体制マニュアルの整備をします。	くらし安全課 福祉介護課
災害時要配慮者の救助訓練	災害時要配慮者を迅速に救助するための訓練を実施します。	くらし安全課 福祉介護課



住民・地域の取組（自助・共助）

- 防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 7日分の備蓄食料や非常用の防災グッズを各家庭で準備しましょう。
- 日頃から近所づきあいを活発にし、いざという時にお互いの顔がわかる地域づくりを進めましょう。
- 地域の防災担当は複数年にするなど、防災リーダーの資質を向上させる仕組みをつくりましょう。
- 自治会単位で災害時要配慮者を把握し、災害時に、安否確認の手助けができるようにしましょう。
- 社会福祉施設等は、福祉避難所として訓練を実施しましょう。

(3) 地域の防犯活動の推進

【現状と課題】

近年、高齢者等を対象とした詐欺や悪徳商法等の犯罪、子どもや障がいのある人を取り巻く事件等が多く発生しています。

今後も、住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していくことが必要です。また、子どもたちを犯罪や交通事故から守るため、PTA・地域・学校（園）・警察・道路管理者と連携し、防犯及び事故防止の視点からの教育活動の推進も求められます。

【今後の方向性】

地域に応じた防犯活動を支援し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、子どもたちが安全で安心して暮らすことができる地域にするため、地域の自主的な防犯活動を支援します。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
地域や警察との連携	地域・警察との連携を強化し、詐欺や悪質な訪問販売などの犯罪の防止に努めます。	くらし安全課 産業観光課
子どもたちへの見守り活動の強化	学校・地域・PTA・警察の連携を強化し、子どもたちを犯罪や交通事故から守ります。	くらし安全課 教育総務課 社会教育課



住民・地域の取組（自助・共助）

- 子どもの安全対策として、登下校時の見守りに参加しましょう。
- 子どもの安全等に対し保護者が関心を持ち、地域の見守り、防犯パトロール活動などに参加しましょう。
- 子どもに対して声かけをするなど、お互いに顔が見える地域をつくりましょう。
- 自治会では地域の危険な箇所を把握し、防犯灯の設置と管理を行いましょう。
- 自治会による地域の防犯活動、防犯パトロールを実施しましょう。

4 適切な支援へつなげる体制づくり

(1) 福祉等に関する情報提供の充実

【現状と課題】

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っているなど、地域住民が様々な情報とつながっていることが大切です。

町民調査によると、必要な福祉サービスに関する情報がほとんど入手できていない人が3割となっています。また、重要と考える保健福祉施策について、福祉サービスに関する情報提供の充実は3割となっています。

今後も、支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、ＩＣＴ（情報技術）を含めた様々な媒体を活用した情報提供の充実を図る必要があります。

【今後の方向性】

住民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行うとともに、誰もがスムーズに情報を受け取れるような配慮や、アクセシビリティ※の向上を進めます。

※アクセシビリティ：年齢や障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
わかりやすい相談窓口づくり	相談者がどこへ行ったらいいのか、わかりやすいように相談窓口を明確にし、PRします。	総務課
外国人住民への情報提供	外国人住民への生活情報の提供とその仕組みづくりを行います。また、多言語による休日生活相談の利用者増加を図るため、相談日の拡大を検討します。	産業観光課
社会復帰に向けた情報提供	高齢者、障がい者をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等に、社会復帰に必要な情報を提供し、支援をします。	福祉介護課
様々な方法での情報周知	幅広く福祉サービスの周知を図るため、広報や回覧板、インターネットなど様々な手法で、情報を提供していきます。また、介護保険サービス利用者が適切に事業者を選択できるよう、介護保険サービス事業者に関する情報の提供に努めます。	こども未来課 福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- 福祉サービス等の情報に関心を持ち、有効に活用しましょう。
- 地域団体の広報紙に目を通すなど、福祉活動に関する情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- 民生委員・児童委員の活動を通じ、福祉サービスの情報を提供しましょう。
- 地域団体の活動を紹介するチラシ等の回覧を行い、積極的な広報活動に努めましょう。

（２）重層的支援体制の充実

【現状と課題】

本町では全庁的に福祉を支援するネットワークづくりに当たり、多機関で連携し、横断的な支援ができる体制の構築や複合課題を抱える世帯の支援会議等に取り組んでいます。

町民調査によると、不安や悩みを抱えたときの相談相手は、「家族、親族」「友人、知人」「医療機関など」が上位にあがっていますが、相談する人がいない人もいます。

また、相談しやすい窓口について、適切なアドバイスができる専門的な人材、プライバシーへの配慮、総合的な窓口の必要性があがっています。

近年では8050問題やヤングケアラー等、複雑化した支援ニーズにも対応するため、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備（重層的支援体制の充実）が求められます。

【今後の方向性】

複合的な課題への対応と、専門的な相談に応じることができるよう、気軽に相談できる窓口の拡充、関係機関の連携による対応体制の強化を図ります。

また、成年後見制度を必要とする人に対する相談、利用支援体制を充実し、制度のより一層の普及と事業の充実を図ります。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
外国人住民の生活習慣への理解の促進	外国人住民向けの相談機会を設け、日本の生活習慣への理解を進めます。また、ごみの出し方や日本におけるマナー、ルールの周知を図るとともに、様々な支援の説明などを行います。	産業観光課
生活困窮者への相談体制の充実	生活における困りごとの相談窓口を充実させ、生活困窮者が一日も早く自立した生活ができるよう、社会福祉協議会等の関係機関等と連携し、その困窮の程度に応じて必要な支援を行います。また、必要に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。	福祉介護課 社会福祉協議会
苦情解決への対応	社会福祉協議会との連携を強化し、福祉サービス提供における苦情解決について、公共性、中立性に留意し、利用者に不利益にならないように適切な対応を行います。	福祉介護課 社会福祉協議会
プライバシーの保護	相談者のプライバシー保護のために、厳重な管理体制を整えます。	総務課
成年後見制度等への対応	成年後見制度や権利擁護制度の周知・啓発に努めます。市民後見人育成等について、広域連携を含め、検討します。	福祉介護課 社会福祉協議会
住宅確保要配慮者に対する住まいの確保、生活の安定に向けた協議の場の設置	住宅セーフティネット法の一部改正を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する住まいの確保、生活の安定に向けた協議の場を設置し、地域福祉での一体的な展開を図ります。	建設課 福祉介護課 社会福祉協議会
参加支援事業、地域づくり事業の検討	支援を必要としている地域住民のニーズ等に対応するため、地域で活動する人や団体等が連携し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を検討します。	福祉介護課



住民・地域の取組（自助・共助）

- 身近な相談窓口に関心を持ち、不安や悩みがある場合に一人で悩まずに相談するよう心がけましょう。
- 民生委員・児童委員等の身近な相談窓口を通じ、相談するようにしましょう。
- 地域の中で、家族や隣近所の困りごとを気軽に話せる場を設けましょう。
- 関係団体活動、ボランティア活動を通じて、身近な相談支援を行いましょう。
- 専門相談支援の充実に向けて、情報や課題の共有に向けた連携を強化しましょう。

(3) サービスの質の向上及び権利擁護の充実

【現状と課題】

支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

また、町民調査によると、日常生活自立支援事業・成年後見人制度の認知度について、「制度名は聞いたことはあるが、内容までは知らない」「知らない」がともに3割を超えています。国においては、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画が策定され、成年後見制度の利用促進を図っています。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護に向けた施策をより一層充実させる必要があります。

【今後の方向性】

サービス提供事業者に対する情報提供・助言とともに、サービス利用者に対するわかりやすい情報公開により、サービスの質の向上を図ります。

また、在宅で介護している家族等を対象に、介護方法等の情報提供をするとともに、介護者の負担軽減を図るための支援を充実します。

さらに、認知症高齢者や知的障がいのある人等、財産管理や日常生活で生じる契約等の判断が求められる行為ができない人の権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、判断能力の不十分な人たちの支援を行います。また、虐待防止対策に取り組んでいきます。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点施設等の充実	子育て家庭の育児不安を解消するための育児相談や情報の提供を行う子ども家庭総合支援拠点、子育て総合支援センター、地域子育て支援センター等の地域子育て支援拠点施設等の機能を強化します。	こども未来課
保育サービスの充実	幼稚園・保育所の再編、民間活力の導入、多様な保育サービスの提供などにより、働きながら子どもを育てる家庭を支援します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センターの充実	子育てをお手伝いしたい人（まかせて会員）と子育てを助けてほしい人（おねがい会員）が会員として登録し、相互に子育て援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業をPRし、子育て支援の充実を図ります。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
介護保険サービスの充実	「清水町介護保険事業計画」に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域において日常生活が継続できるよう、介護保険サービスの充実を図ります。	福祉介護課
介護給付適正化の推進	要介護要支援者に対し、必要なサービスが適切に提供されるよう、介護支援専門員や事業者等に対し、適切なサービスの提供に向けた取組を支援します。2018年度（平成30年度）からの居宅介護支援事業者に対する指定指導監督の権限の移譲等に伴い、ケアプラン点検等により、公平公正なサービス提供に努めます。	福祉介護課
介護保険サービス事業者間の連携	高齢者支援ネットワーク等により、介護保険サービス事業者間の情報提供や相談体制を推進し、事業者間の連携強化を図ります。2016年度（平成28年度）に設置した在宅医療・介護連携推進会議により、医療と介護の連携を目指します。	福祉介護課
介護保険サービス事業者の適切なサービス提供の促進	地域密着型サービス事業所数の増加及び平成30年度からの居宅介護支援事業者に対する指導監督等の権限の移譲等により、より一層体制の強化を図ります。県等との連携による、介護保険サービス事業者への指導監督を強化し、サービスの質の確保、向上を図ります。	福祉介護課
在宅介護支援の充実	介護手当の給付や家族介護支援事業により、在宅で介護している人たちへの支援に努めます。	福祉介護課
町内の障害福祉サービスの充実	障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。また、町内の障害福祉サービス事業所と連携し、より質の高いサービスの提供に努めます。	福祉介護課
医療費や日常生活用具給付などの在宅障がい者へのサービスの充実	障がいのある人が在宅生活を送れるよう、医療費や日常生活用具の給付事業等の充実に努めます。	福祉介護課
障がい者の就労支援体制の整備・充実	障がいのある人の社会参加を促進していくために、働くことに喜びを感じ就労意欲の向上につながるよう、基幹相談支援センターの相談体制や組織の強化を図ります。	福祉介護課
共生型サービスの展開に向けた情報提供	高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの展開に向けて、事業所への情報提供を適宜行います。	福祉介護課
権利擁護の充実	成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいきます。	福祉介護課

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度の利用促進	地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用を促進し、住民への周知・啓発を図ります。 判断能力が十分でない障がいのある人等が、安心して生活できるよう、金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助等の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。	福祉介護課



住民・地域の取組（自助・共助）

- 福祉施設やサービス事業所等の地域の福祉資源に関心を持ちましょう。
- サービス利用における疑問点は、事業者から十分に聞き取り、納得した上でサービスを利用しましょう。
- サービス利用における苦情は、事業者に申し出て、解決できないときは町などの相談窓口に出しましょう。
- 介護者が一人で悩みを抱え込まないように、介護者教室や当事者組織の活動に参加するよう声かけをしましょう。
- 福祉サービスの質の確保と向上のため、団体メンバー間の情報交換・情報共有を進めましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その内容や利用方法等に理解を深めましょう。

（４）配慮が必要な人への支援の充実

【現状と課題】

配慮が必要な人が、適切な相談につながらずに孤立化してしまう場合や、相談先がわからずに状態が深刻化してしまう場合等が懸念されています。町では地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター等における相談支援の充実、また多職種連携による支援体制の構築に向けて環境整備を図っています。

【今後の方向性】

身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する包括的支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。



行政の取組（公助）

事業名	内容	担当課
生活困窮者や制度の狭間にいる方等への支援の充実	生活困窮者や社会的孤立状態にある人など、支援が必要な人に寄り添い、行政・専門機関などと連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組みます。	福祉介護課
生活困窮者への相談体制の充実〔再掲〕	生活における困りごとの相談窓口を充実させ、生活困窮者が一日も早く自分で生活できるよう、社会福祉協議会等の関係機関等と連携し、その困窮の程度に応じて必要な支援を行います。また、必要に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。	福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- 問題や困りごとを個人・家族だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 地域の福祉に関する身近な相談者として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。
- 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、身近な公的相談窓口を紹介しましょう。

（５）関係機関等との連携強化による支援体制づくり

【現状と課題】

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者、ひとり親家庭等の地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。また、近年では8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等の問題、コロナ禍における生活困窮等の経済的な問題等も発生しています。町民調査によると、ヤングケアラーの認知度は4割、「8050問題」の認知度は2割強となっています。

引き続き、上記のような支援を必要とする人が適切な支援が受けられるよう支援体制の充実が必要です。

今後、支援や配慮を必要とする人に対して、地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、地域の問題・課題を共有し、適切な対応を行っていくためのネットワークを充実させることが必要です。

【今後の方向性】

個々のニーズに応じたサービスを提供できるよう、関係機関・団体で情報を共有し、各組織間の資質向上に努めます。また、福祉施策の推進に当たり、県や近隣市町との連携強化に努めます。



行政の取組（公助）

事業名	事業内容	担当課
教育機関職員の資質向上	継続的な研修などを通じて学校、教育委員会を始めとする福祉に関係する職員の資質向上に努めます。	教育総務課
福祉サービス職員の資質向上	各種研修等への参加により福祉サービスに携わる職員の資質向上を図り、また、専門職員の増員に努めます。	福祉介護課 社会福祉協議会
第三者評価の実施	福祉サービスの質を向上・改善させ、適正な福祉サービスが提供でき、また、利用者が適切に福祉サービスを選択できるよう、事業者への第三者評価・自己評価などの積極的な実施を検討します。	福祉介護課 社会福祉協議会
団体の法人化支援	福祉における既存の団体などが、法人化を目指すことができるよう支援します。	福祉介護課 社会福祉協議会
地域福祉事業への参加促進	福祉関連事業者に対して、地域福祉事業への参加を促します。	福祉介護課 社会福祉協議会
企業の地域福祉活動への参加	企業に対して、地域貢献活動への参加を働きかけます。	企画課 産業観光課
広域連携による障害福祉施設の整備	障害福祉施設等の整備について、周辺市町との連携を図ります。	福祉介護課
駿東田方圏域障害者自立支援協議会への参画	駿東田方圏域障害者自立支援協議会に参画し、近隣市町の障害福祉施設等との連携強化に努めます。	福祉介護課
障害者計画等の推進体制の充実	町障害者自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら障害者計画等の推進体制の充実を図ります。	福祉介護課
広域連携による介護保険認定審査会の実施	要介護認定にかかる審査及び認定業務を沼津市、裾野市、長泉町、清水町の2市2町共同で運営し、公平な認定の確保、審査委員の確保、事務の効率化等を図ります。	福祉介護課
段階に応じた就労支援のあり方の整備	誰もが安定した生活を送ることができるように、関係機関との連携や総合的な支援体制を整備し、就労に対する支援を推進します。	福祉介護課 社会福祉協議会



住民・地域の取組（自助・共助）

- 社会福祉協議会や町内のNPO法人・ボランティア・各福祉機関の活動等についての理解や認識を深めましょう。
- 町内外の福祉施設についての理解や認識を深めましょう。

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉を継続的に推進していくためには、町民・関係団体・社会福祉協議会及び行政等、地域福祉の推進に関わるすべての人が、主体的な参加や協力のもと連携していくことが重要です。

町民一人ひとりと地域・関係団体等がそれぞれの役割や特性を活かしながら、相互に連携・協働して、地域における福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。

また、地域福祉は、公的な支援による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民やボランティア・NPO団体等地域の力を活用した「互助・共助」による支え合いが欠かせないものとなっています。社会福祉協議会は、地域福祉の「互助・共助」を推進する役割を担っています。地域福祉の推進には、行政と社会福祉協議会の両者が一体となった取組が不可欠のため、連携強化を図っていきます。

2 計画の点検・評価

庁内関係各課及び各種団体・関係機関等と連携してPDCAサイクルに基づき、施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。

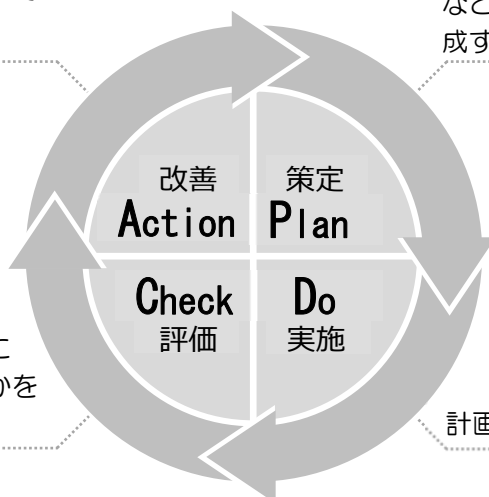
PDCAサイクルのイメージ

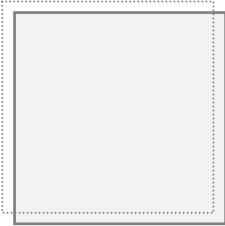
事業の実施が計画に沿っていない部分について見直しを行う

従来の実績や将来の予測などを基にして計画を作成する

事業の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

計画に沿って事業を行う





資料編

1 清水町地域福祉推進連絡会設置規定

平成2年12月25日告示第36号

(設置)

第1条 清水町における地域福祉を総合的、計画的に推進するための計画を策定し実施するため、清水町地域福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉推進計画策定に関すること。
- (2) 地域福祉推進計画の推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会は、次に掲げる者について町長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 地域住民団体の代表者
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による町民
- (6) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に、会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、連絡会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会)

第6条 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、連絡会において特に必要があると認めた者の出席を求め、その説明を受けることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成4年9月30日告示第32号）

この告示は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成18年11月1日告示第81号抄）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第33号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月25日告示第113号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日告示第107号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月15日告示第98号）

この告示は、令和2年7月13日から施行する。

2 清水町地域福祉推進連絡会委員名簿

(順不同・敬称略)

No	選出団体等	氏 名	備 考
1	清水町区長会	岩 崎 正 司	副会長
2	清水町社会福祉協議会	原 田 茂 徳	
3	清水町民生委員児童委員協議会	原 と く	会長 (～令和4年11月)
		高 田 信	会長 (令和4年12月～)
4	清水町シニアクラブ連合会	池 谷 壠 治	
5	清水町ボランティア連絡会	鈴 木 重 範	
6	清水町地域包括支援センター	近 和 哉	
7	清水町PTA連絡協議会	高橋 正太郎	
8	清水町健康づくり推進委員会	奥山 理恵子	
9	公募による町民	宇佐美 貴啓	
10	町職員(こども未来課長)	小 松 義 和	
11	町職員(福祉介護課長)	岩 崎 健 二	

() 内は在籍期間

委員の任期

委嘱の日から令和5年9月19日まで

職務の内容

清水町地域福祉推進連絡会設置規程第2条により、地域福祉推進計画策定に関すること、地域福祉推進計画の推進に関すること、その他町長が必要と認める事項を行なう。

第4次清水町地域福祉計画

発行年月：令和5年3月

発行・編集：清水町 福祉介護課 地域福祉係

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の1

電話番号：055-981-8214

